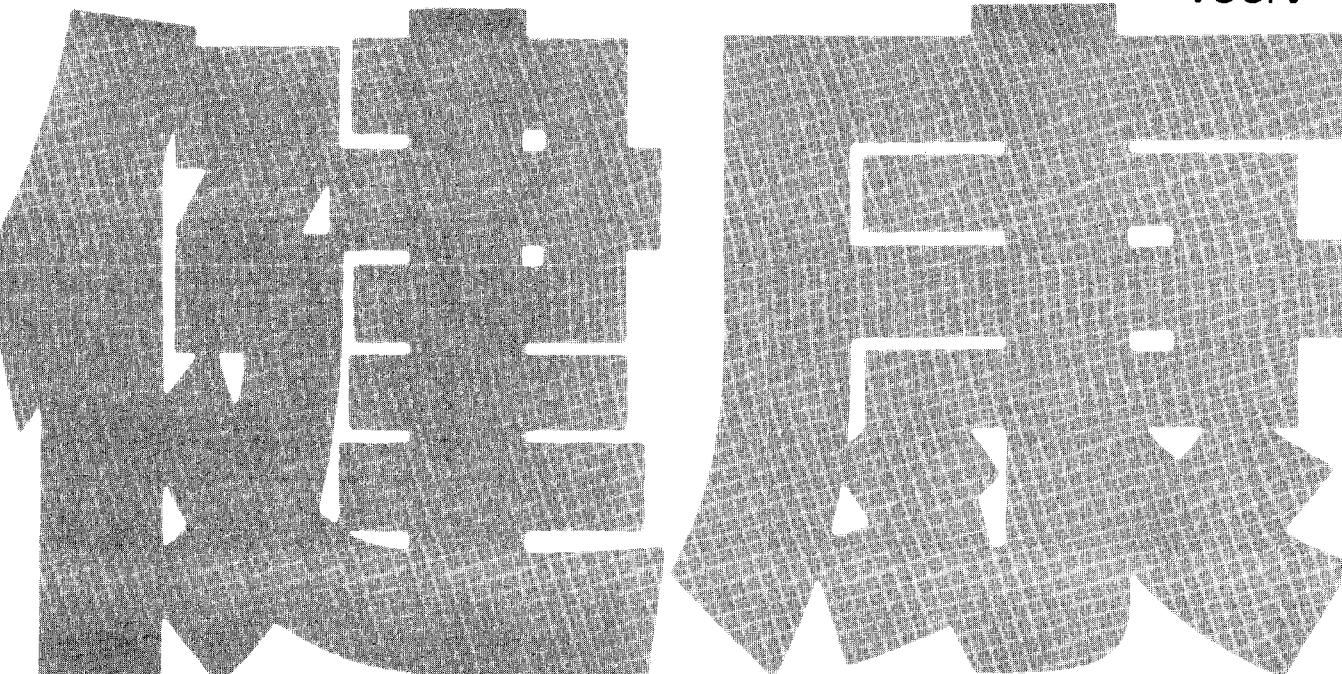


関西労災職業病3月号(通巻第172号) ■1989.3.10発行・1975年10月29日 第3種郵便物認可 毎月1回10日発行・ISSN 0911-9396

# 関西労働者安全センター第9回総会議案書

100円



3月18日 午後2時

於: 大阪部落解放センター  
(環状線「芦原橋」下車)



## 目

次

### 一九八八年度総括（案）

#### 一はじめに――概括

二一九八八年度の重点方針についての総括

三労働行政に対する闘い

四企業責任追及の闘い

五針灸打ち切り訴訟

六原発被曝裁判 岩佐訴訟と労働者被曝

七教宣活動

八交流、共闘

### 一九八九年度運動方針（案）

一とりまく情勢と私たちの課題

二「健康に働く」新たな運動を作ろう

三専門的対応力を強化しよう

四医師、研究者、法律家などの専門家との協力

五教宣・広報活動

六情報センター・相談窓口機能の充実

七全国の運動との連携

〈添付資料〉活動日誌／33 375通信／41

（以下逆綴り）放射能をはかる会案内／94 労基法・労災法阻止闘争情報関西／56  
アスベストネット大阪ニュース／64 地域センター交流会事務局通信／56  
56 地域センター交流会事務局通信／92

# 一九八八年度総括（案）

## ――はじめに―― 概括

反動労働行政の極みというべき法改悪の動きがついに表面に突き出てきた。労災補償制度の抜本的な改悪をその内容とした、労働基準法研究会災害補償部会の「中間報告」である。

労働基準法改悪により、労働時間規制の大軒な弾力化が進み、見せかけの時間短縮はいつこうにすすまず、労働者はますます働くかせやすくなり、労働安全衛生法の改定により、労働者自らの職場環境をわすれた健康増進意識を植えつけ、振動病被災者に対する打ち切りを始めとした労災長期療養被災者への打ち切り攻撃はさらに進んでいる。労災補償制度の大改悪は、そんな中で時期を見ていたように打ち出された。

一方で、リクルート事件の発覚は、財界と癒着の限りを尽くした労働省官僚の姿を浮き彫りにし、かつてあつたかも知れない「労働者保護のための官庁」という呼び名はきれいに消し去った。むしろ、一連の労働関連法規の改悪は、こうした背景においてこそ打ち出されたとい

うこと、「なるほど」と相槌が打てるよう説明してくれていると言つてよいだろう。

私たちの運動は、このような流れにしつかりと反対し、「労働者のいのちと健康を守る」ための闘いを一層強めることでなければならない。

さて、私たちの運動はこの一年間にどれだけの進歩があつただろうか。

まず第一に、労災保険法改悪阻止の闘いを、これまでになく多くの人々とともに強力に進め、労働省が「次期国会への提出を断念」するに到るという成果をかち取つたということがあげられる。大阪においては総評大阪地評を中心とした反対運動を推進し、「労働者のいのちと健康」をめぐる課題で多くの労働者が行動を起こした。全国的にも各地域センターなどと共に、広く運動を展開するに到つた。こうした取り組みが力を發揮し、前述の成果に到らしめたと言つてよいだろう。

第二に、自治労が全国一斉の取り組みとして実施した

「指曲がり症」健診を大阪において実施し、自治体労働者の安全衛生対策の統一的な運動を開始したことがあげられる。自治体の現業職場における安全衛生対策は、かねてから懸案の課題でありながら、きつかけをつかめないまま現場に職業病が埋もれるという状況が多くあった。

「指曲がり症」健診から公務災害認定申請の取り組みを進めるなかで、そうした職場の状況が変化しつつある。

第三に、アスベスト対策大阪ネットワークの取り組みは、労働環境のみならず、生活環境も含めた環境監視の

ネットワークとして労働運動、市民運動の共同の運動に発展している。また、新たに設立された環境監視研究所の運動とともに、政策提言までも含む新たな運動領域への発展の可能性をしめしたと言えよう。

このように、地域における安全センター運動は一層の定着が見られているが、今後はさらに地域センター全国交流会の活動をはじめとした全国的なセンター運動の強化や、様々に発展した活動内容の整備、そしてもう一つは組織体制の整備が重要なものとなるう。

## 「一九八八年度の重点方針についての総括

### 1 労基法第八章削除・労災保険法全面改悪阻止の闘い

——資本の言いなり労働行政に対する闘いの強化

一九八八年度の労災職業病闘争の中で、最大の出来事は労基法・労災保険法全面改悪問題であつたと言つてよいだろう。センターはこの問題について、最大の精力を注ぎ反対運動の強化を推進してきた。したがって、重点方針総括のまず第一にこの問題をとりあげる。

一九八八年八月五日労働省は、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会（災害補償関係、座長＝花見忠上智大教授）がまとめた「労働基準法研究会（災害補

償関係）の中間的な研究内容について」を発表し、労災補償制度の抜本的な改定作業に着手することを明らかにした。その主な内容は、

①使用者の災害補償義務とその最低基準を定めた労働基準法第八章の削除

②民事損害賠償と労災保険給付の「完全調整」（労災保険給付をうけた場合は使用者はそれ以上の損害賠償責任を負わないようにせよという使用者側の要求に応えたもの）

③休業補償は一律一年半で打ち切るようとする（現行

は必要なかぎり治るまで)などの労災保険給付体系  
の大幅改悪

④「年金スライドの導入」による高・老年齢被災者に  
対する給付水準の引き下げ、また「介護割増加算の  
廃止」による重度障害被災者に対する給付水準の引  
き下げ

というもので、使用者責任の免除ないし軽減と給付水準  
の引き下げ、被災労働者の切り捨てを提言するものであ  
る。これらは、使用者側団体である日本経営者連盟、関  
西経営者協会がここ十年らい労働大臣への意見書等によ  
って主張してきた内容をそのまま具体化したもので、ま  
さに一九四七年に労働基準法と労働者災害補償保険法が  
制定されて以来の、現行の災害補償制度の根幹をゆるが  
す、最大の改悪と言つてよいものである。

労働省は八月五日の発表時点で、この「中間報告」を  
労災保険基本問題懇談会に提出し、その議論を踏まえ、  
関係各審議会(労災保険審議会、中央労働基準審議会)  
の意見を聞いた上で、法改定案作成作業に入り、八八年  
年末に開かれる次期通常国会に上程する方針とした。  
これに対し関西労働者安全センターは、全国で労災職  
業病闘争を闘う団体とともに、直ちに改悪阻止の運動を  
開始した。

まず、九月二八日と十月十八日には、社会党社会労働

部会が労働省からのヒアリングを行い、全国の地域労働  
者安全センター、労働者住民医療機関連絡会議の代表と  
ともに、労働省にその真意を問い合わせた。そのなかで労  
働省は、個別使用者の責任から集団的な保険システムへ  
の移行させるという内容、医学的根拠によるものではな  
い休業補償一年半一律打ち切りなどの内容を説明したも  
のの、「労災制度というものは、その障害によって失わ  
れた労働能力を補填するということだから、(休業補償  
の給付が一年半でなくなった被災者が生活保護に走ること  
について)冷たいようだが判断に入っていない」(九  
月二八日若林審議官)という答弁にも見られるように、  
現在の被災労働者の療養実態、生活実態を全く踏まえず、  
補償水準の切り下げのみを目的とした矛盾だらけの内容  
であることが、はしなくも露呈した。

総評本部は、十月十八日に「中間報告」による法改悪  
には絶対反対の態度を正式決定し、二一日に労働大臣へ  
の申入れを行った。翌二二日には「これでよいのか労  
災補償シンポジウム」を開き、予想を大きく上回る約  
一六〇人の参加者を集め、反対運動の強化を確認した。  
確認した。さらに、十一月二八日には改悪反対討論集会、  
決起集会を開き、翌二九日には約一〇〇人の参加で労働  
省交渉を行っている。

一方、各地域の取り組みなども大きく盛り上がった。

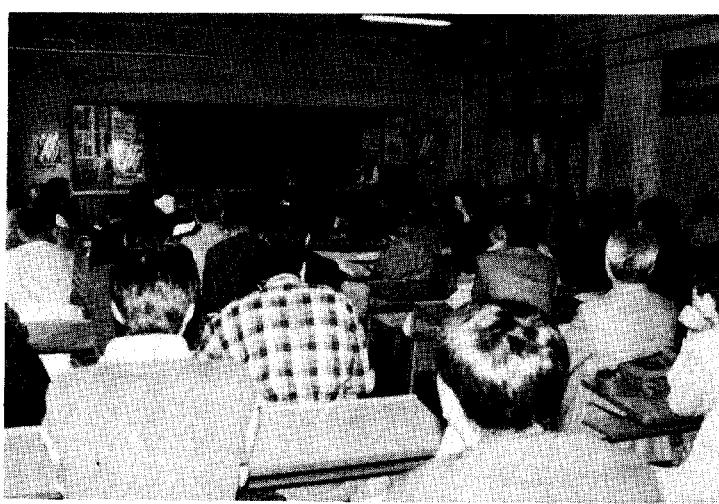
十県評が改悪反対決議をあげ地方労働基準局との交渉を行い、七单産が反対決議などの態度表明を行い、労災職業病被災者対策全国連、全国じん肺患者同盟、全国脊髄損傷者連合会など被災労働者の団体も次々と労働大臣に対する意見書を提出し、反対運動を開始した。また、大分県においては三自治体で議会決議として改悪反対の意見書を採択している。

学者など専門家も、この最悪の法改悪案を問題視。総評弁護団は、十月十二日に労働大臣に対する意見書を提出。大阪地評弁護団、神奈川県評弁護団なども反対決議などをあげた。十二月三日には法律学者、弁護士、医師などの呼びかけで緊急のシンポジウムを開催、「労災補償制度研究会」を発足して八九年秋を目処に、あるべき労災補償制度についての提言をまとめていくという動きを示している。

大阪においても、総評大阪地評を先頭に反対運動が広がっている。大阪地評は、九月二二日の第四二回定期大会において改悪反対決議をあげ、十月十八日の労働基準局交渉を皮切りに、団体署名運動、各地区評による大阪府下十四の労働基準監督署交渉などの行動を行った。そうした行動を積み重ねる中で十一月十六日には、「労基法第八章削除・労災保険法全面改悪反対決起集会」を開催し、四五〇人の参加のもとに成功させた。さらに、二

九日の労働省交渉には、四〇〇団体の団体署名を労働大臣に提出している。また、八九年に入っては、一月二十四日、二月十六日に労働基準局交渉を行い、三月十一日には学習・討論集会を開いた。

センターは反対運動の強化のために、大阪地評大会決議以降、各職場、地域単位で大小おりまして頻繁に開催



京大西村助教授との公開討論会（十月二七日）

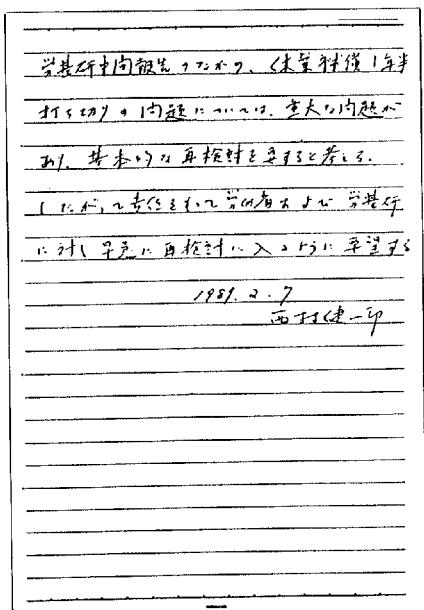
された学習会に講師派遣、情勢報告などを行い、各労基署交渉などの取り組みを推進した。また、「労基法・労災法全面改悪阻止闘争情報（関西）」（一九号、資料参照）を緊急発行し、反対運動の情報提供に努めた。さらに、全国の地域安全（労災職業病）センター交流会に参加する二一地域センターとともに共同アピール（資料参照）を発したことを始め、全国の各地域への運動の広がりを一定進めることができた。

こうした、労働省などに対する反対運動の展開の一方で、「中間報告」を作成した労働基準法研究会（災害補償関係）のメンバーへの追及の取り組みも進められた。

センターは十月十七日、関西労災職業病研究会などと共に、京都大学教養部の西村健一郎助教授に対し、抗議を申し入れ、公開討論の場の設定を要求した。そして西村助教授参加のもと、十月二七日、十一月四日、十一月十五日と三回の討論会を行い、十二月六日には労災職業病医療の現場医師との会見をはさみ、さらに二月七日には第四回目の討論会を行った。その中で、被災労働者の実態を全く検討しないままに「休業補償一年半打ち切り」の結論を導きだしていることなどが判明し、西村助教授もそのことを認め、十一月四日には「休業補償から障害補償に移行した後の療養中の労働者の生活、雇用をどのように補償していくかについては、検討が不十分であつ

たと思われる所以で、被災者の生活実態を踏まえ、又障害補償への移行後の障害認定の問題などを含めて、さらに検討する必要があると思われ、この問題はなお慎重に取り扱われるべきである。その点について、労働省及び労基研（災害補償部会）にすみやかに提起する。」、二月七日には「労基研中間報告の中の、休業補償一年半打ち切りの問題については、重大な問題があり、基本的な再検討を要すると考える。したがって責任をもって労働省および労基研に対し早急に再検討に入るよう要望する。」との文書確認を行つた。

また、神戸大学法学部の下井隆志教授に対しては、兵庫県評などと共に討論会開催を要求し、一月十九日に開催された。下井教授は、一年半一律打ち切りについて



「中間報告」は不十分とし、さらに検討する必要を認め、労基研に提案することを約束した。しかし、休業補償打ち切り後の被災労働者の生活については「雇用問題だと無責任な発言を行い、参加者の怒りを買つた。討論会は引き続き四月に行われることになっている。

北海道大学法学部長の保原喜志夫教授も、振動病被災労働者の実態を突きつけられ、認識不足であったことを認めている。さらに、労基研災害補償部会の座長である花見忠上智大法学部教授に対しても関東の被災者団体を中心取り組みが進められているところである。

各地、各方面からの反対の声の高まりによって、労働省は当初の次期通常国会提出という方針の変更を余儀無くされた。

「中間報告」を受けた労災保険基本問題懇談会は、八月三



大阪決起集会に四五〇人

四日の懇談会では、労働側委員六人全員が反対の態度を表明し、関係被災労働者等の意見を充分聞くべきと提案した。十一月一日の懇談会では、議論のための具体案を提出する予定であった労働省が、関係者からのヒアリングを行うと態度を変更した。以降、八九年二月上旬までに使用者側九団体、労働側七団体のヒアリングを行い、懇談会ではその報告待ちという状況になっている。

労働省が当初の方針を変更せざるを得なくなつたことは、私たちの反対運動の急速な広がりの成果であり、この運動の力はますます発展させる必要があろう。しかし、「中間報告」の内容自体について未だ労働省はその問題点を認めようとはしていない。複数の労基研メンバーが重大な問題があることを認め、再検討を要望しているにもかかわらず、「一つの案であるから再検討は特に必要とは考えていない」という硬直した対応に終始している。反対運動は、今後もこれまでの成果をもとに、「中間報告」の息の根をとめるような強力なものにしてゆく必要があろう。

一日、九月二一日と議論が行われ、十月



## 2 官公労働者のいのちと健康をまもる闘い

地方自治体における安全衛生・労災職業病に対する取り組みを昨年に引き続き自治労と協力しながら進めました。具体的に、今年度の主な活動は、次の通りであった。

自治労大阪府本部

給食調理員「指曲がり症」自主健診、公務災害認定申請、安全衛生対策

大阪市職員労働組合

V D U 作業従事者安全衛生対策、健康診断

東大阪学校園給食調理員労働組合

頸肩腕障害・腰痛・皮膚障害健診、出張針灸、ストレッチ体操指導、手根管症候群公務災害申請

摂津市職員組合

保母、学校給食調理員頸肩腕障害・腰痛健診

箕面市職員労働組合

保母、学校給食調理員、清掃作業員、看護婦など  
頸肩腕障害・腰痛健診、VDT検診など

豊中市職員組合

保母健康調査

茨木市労働組合協議会

保母、給食調理員職場環境調査

大阪市職民生局支部

保母の頸肩腕障害・腰痛対策、ストレッチ体操指

導

高槻市教職員組合市立養護分会

頸肩腕障害・腰痛公務災害申請

全体的にみると、従来からの取り組みの継続を中心で、現業関係職場の日常的取り組みが拡大したとはいがたい。

今年度の特筆すべき課題は、第一に指曲り症であった。自治労が全面的に取り組みを開始した「指曲り症」公務



指曲がり症集団申請決起集会

災害認定闘争は、給食現場における行革合理化に抗し、たちおくれている給食現場の安全衛生・職業病対策を前進させるものであり、安全センターも積極的に協力してきたところである。

自治労大阪府本部では、9月以降、指曲り症対策委員会を設置し府本部全体として取り組んできた。安全センターは松浦診療所検診部とともに対策会議に加わった。

まず、府本部傘下各単組にアンケート調査票が配付され、回収され二九〇〇名中指が一カ所以上曲っている有所見者が四〇〇名そのうち指の変形が二カ所以上あって仕事に支障をきたしている約九〇名をピックアップして自主健診を実施した。その結果、重症者を中心に、二五名（大阪市学給労、大阪市従、豊中市職、高槻市職、茨木現労）が公務災害申請に踏切ることになった。

自主健診については、松浦診療所、阪神医療生協診療所、玉川診療所と協力してあたった。その後の治療体制もこれらを中心に行なわれている。現在、二次、三次の公災申請も準備されており申請者はさらに増える模様。今後、地公災基金（大阪市支部、大阪府支部）を相手にした認定闘争と、職場改善の取り組みが行なわれて行くことになるが、大規模な認定闘争であり、安全センターとしても再重要課題として取り組んでいかなければならぬ。また、自治体職場における急速なコンピュータ

導入の中で、労働者の立場に立ったVDU労働安全衛生対策の確立が求められており、従来から、大阪市、箕面市、高槻市などの具体的対策に安全センターが関わってきた。本年度は特に注目すべきこととして、大阪市、箕面市で、VDU作業従事者の配置前、定期健康診断を労働組合の推薦する医療機関で実施することが決った。

### 3 中小・零細、未組織労働者の健康を守る取り組み

#### (一) 東南地域

総評東南地区評を中心とする東南地域（注・大阪市平野、東住吉、生野、阿倍野、南、天王寺）労災職業病問題交流会に、本年度も世話人として参加してきた。

月例の世話人会、例会を軸とする交流会は、既に三〇回を超えており、地域の労災職業問題に取り組む場として定着している。本年度は、さらに、そうした方向を強化することを目指して、例会を職場の安全担当者の活動に役に立つ実務講座の色彩を強めようということでおとで記されているような内容となつた。松浦診療所健診部の多大な協力によっておこなわれた。これによつて、交流会に幅ができるきている。

また、本年度の重要な課題であった労基法・労災保険法改悪反対闘争についても、地域的に情報を運動を広める

役目を果たしている。

個別課題については、全金松本製作所支部梅本難聴裁判支援の中心として大きな役割を果たすとともに、針灸訴訟についても支援する会の事務局を担うなど積極的に関わっている。

また、地域の未組織労働者の組織化を目指し「ユニオント東南」（総評東南地域合同労働組合 委員長 恩田秋夫東南地区評議長）が結成され、交流会はその労災職業病対策部門としての役割を果たしていくとしており、安全センターも、労災職業病専門機関をしての立場から、ユニオン東南の特別執行委員として参加している。

今後とも、地域に密着した労災職業病・未組織対策の観点から積極的に協力していく。

#### 〔例会状況〕

三月二二日	労災補償実務講座 講師 片岡（安全センター）	二月二七日	職場点検シリーズ（四）（運輸） 報告 江口稔（全日通天王寺分会）
四月十八日	職場の健康診断（第二回）血圧、尿 講師 田村孝弘（松浦診療所健診部）	一月三十日	職場点検シリーズ（三）（清掃） 報告 奥山（大阪市從環境事業支部）
五月三十日	アスベスト問題を考えよう 報告 片岡	二月二〇日	職場点検について スライド 講師 片岡
六月二八日	大阪地域合労駅々堂分会 職場の健康診断（第三回）レントゲン 講師 田村孝弘（松浦診療所健診部）	十月十一日	針灸訴訟を支援する会総会 いま、労災補償があぶない 講師 横本祥文（労住医連事務局長）
		十一月八日	職場点検はなぜ必要か 講師 片岡

七月二五日

職場の健康診断（第四回）血液

八月三〇日

講師 田村孝弘（松浦診療所健診部）

九月一〇日

職場点検について スライド  
講師 片岡

十月十一日

針灸訴訟を支援する会総会  
いま、労災補償があぶない  
講師 横本祥文（労住医連事務局長）

十一月八日

職場点検はなぜ必要か  
講師 片岡

の積極的な取り組みが加わり、工事の立ち入り監視活動を実現することができた。また、連絡会は社会党議員団と連携を取り、市のアスベスト対策連絡会の対策委員会への改組、対策指針作成など東大阪市の全般的な対策も前進させてきた。今後はなおざりにされてきた市職員のアスベスト暴露を問題化する必要があろう。

#### 〔例会開催状況〕

四月一九日 アスベスト学習会

講師 片岡明彦（安全センター）

五月二七日 アスベスト学習会

講師 片岡明彦（安全センター）

七月一九日 全金枚岡ブロック安全パトロール

報告 池中（全金枚岡ブロック議長）

九月二六日 アジアの安全闘争

報告 西野方庸（安全センター）

一〇月一七日労基法・労災保険法改悪問題学習会

講師 片岡明彦（安全センター）

#### (三) 東地域合同労組

未組織労働者の組織化を進める東地域合同労組ユニオンひごろには、労災裁判を闘うNさん、Oさんをはじめ多くの被災労働者を組織している。今年度は、こうした被災労働者の一層の交流を図るべく被災者部会あかつぎがあらたに結成され、十月二六日には第一回交流会が開

かれた。また、執行部が中心になって労基法・労災保険法改悪問題の学習会も持たれている。センターは、労災裁判や相談に加えてこうした活動にも積極的に参加してきた。

#### (四) 北摂

北摂地域では北摂トータルユニオンが、三月二七日に結成され、労働生活全体を対象とした新たな型の労働運動を展開している。この運動にも安全衛生・労災職業病対策の立場から協力し、理事会にも参加している。

#### (五) 此花

此花労働者センターでは、八八年一月の古書・貸本店の開設にともない、二

階を事務所として活用できる体制となつた。活動面では、労働相談のビラまきや労災保険法改悪問題の学習会などの活動を行つたものの、いく分停滞の感をまぬ

がれなかつた。セン



東大阪市中学校石綿撤去工事

ターのより積極的な運動提起を期したい。

#### (六) その他の地域

泉州地域では、労災法改悪問題についての反対集会の取り組みに協力し、また泉州労連とは、アスベストによる労働者の健康被害対策について協力した取り組みも始まっている。

その他、全港湾建設支部や、"ユニオンきた"の労働相談などの取り組みでも協力関係を保っている。

中小・零細事業場の未組織労働者をめぐる相変わらずの前近代的な安全管理と労働者の無権利状態に対する対策については、こうした地道な労働相談活動が必要不可欠であるが、そのためには地域単位での活動をさらに活性化することがますます重要な課題になってきている。

#### 4 日常的な労働組合の安全衛生対策の取り組み

労災職業病の発見、救済、防止のために日常的に現場労働者・労働組合主導の安全衛生活動を自律的に展開していくことが重要であり、こうした活動への援助を重視してきた。

全港湾大阪支部安全衛生委員会に本年も特別事務局員として今年度も参加して活動した。昨年度より取り組まれてきたじん肺一斉健診の結果に基づく管理区分申請を、十二月に行なうとともに当該分会を中心とする学習会を行なった。また、センターを講師として数回にわたる若手を中心とした労災補償に関する勉強会も行なわれ、支部一斉安全パトロールにも参加協力した。安全パトロールでは、本年も全金枚岡brook安全パトロールに協力した。

例年の事であるが、この課題については、広がりがまだ不足しているのが実情である。職場安全パトロールなどを拡大する、安全対策の専門家との連携をとることなどを具体的に進めていくことが必要である。

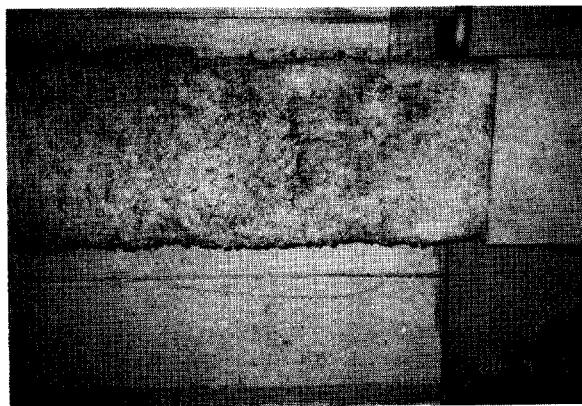
#### 5 新たな健康破壊要因への対策を強化

##### —— 専門別研究会の活動

###### (一) 石綿対策（アスベスト対策大阪ネットワークなど）

アスベストについては昨年度安全衛生セミナーで取り上げたが、今年は夏休みを中心に予定された学校施設の吹付けアスベスト撤去改修工事に照準を合わせ、本格的にアスベスト問題に取り組んできた。六月に環境監視研究所などとともにアスベスト対策大阪ネットワークを結成、夏休みをはさんで七月と九月にそれぞれシンポジウムと報告集会を開催するなど主として学校、公共施設の吹付けアスベストを問題化しつつ、労働現場を射程に入れた運動の足掛かりとしていった。

地域的には東大阪が中軸となり、働く者に健康を！東



吹付けアスベスト

大阪連絡会、市教組と連携して、学校公共施設の吹付けアスベスト対策を市に要求してきた。学校のアスベスト問題では、摂津市の父母による工事の監視活動や学職労東住吉支部による学習会・独自再点検活動などの展開が見られた。労働環境の吹付けアスベストでは、大阪地域合同労組駿々堂分会が会社店舗の吹付けアスベスト撤去の協定を会社側に結ばせた。また全港湾大阪支部は、石綿荷役作業基準の確認書を取り交わす、あるいは港湾施設の吹付けアスベストの全調査と対策を要求するなど、

安全衛生対策の一環としてアスベスト問題に取り組んでいる。

センターは、こうした運動に積極的に協力するとともに、

#### (二) VDT労働対策連絡会

七月のシンポジウムを前後した電話相談や社会党の協力をあおいで行った府下自治体アンケートなど、ネットワーク独自の調査活動にも取り組んできた。アスベス

ト対策大阪ネットワークとして発行しているニュースレターは、すでに七〇名近くの購読者を開拓することに成功し、関西での市民運動、労働運動の結節点としての役割を果たしえた。

アスベストは、使用が極めて多岐広範に及ぶという固有の性格から、環境問題と職場の安全衛生という二面を持つている。運動形態としては、対行政への施策要求・提言といった新たな側面を加わっている。今後は、従来のアスベストの環境汚染・健康被害をなくすという市民運動的な側面を継続し、大阪府レベルでの施策実現を追求するとともに、全国最大のアスベスト工場を抱えるという大阪固有の現実に目を向け、泉州地域を中心としたアスベストによる健康被害に苦しむ個々の労働者との共闘・支援を模索していくなければならない。

#### (三) VDT労働対策連絡会

VDT労働対策連絡会の活動は、八七年度にくらべて低調であったが、五月二六～二八日には第二回目の「VDT作業労働相談デー」を東南労災職業病問題交流会との共催で実施した。マスコミの前回ほどの注目がなく、相談件数は七件と少なかったが、典型的な眼精疲労を訴える証券会社オペレーターの例などの相談があった。これらの結果は、第三回地域安全（労災職業病）センター全国交流会において、これまでの全国の事例も含めて、

収集整理し、報告を行っている。しかし、VDT作業者の健康管理のあり方、作業規制などについての学習会の開催、ポスターなどの職場における教育媒体の作成などは課題として残されている。

#### ⑥ 組織の整備と拡大

昨年度総会における確認を受けて、安全センターの第二期組織整備（第一期一九八〇年度）に着手し、議長・

副議長・事務局で組織整備小委員会を発足させ活動してきた（第一回四月一八日、第二回六月二〇日、第三回七月二九日、第四回九月三〇日、第五回二月三日）。安全センターの現在の活動と将来への運動の広がりを求めて組織拡大と整備をおこない、社団法人化を目指すとの基本方向確認し、協議・準備を行なってきた。今後共、早期に組織整備を行なうべく努力を継続していく。

## 「三 労働行政に対する闘い

### 1 労災職業病認定闘争

#### (一) 全金桜製作所支部細川氏の脳卒中労災

一九八六年十一月、細川氏は会社の製品であるポンプの納入先での出張メンテナンス作業中に脳内出血を発症した。淀川労基署に労災申請したが、組合は意見書の提出のみならず、会社も巻き込んで粘り強く労基署交渉を積み上げ、労基署も細川氏の労働実態を正確に把握するなかで今回の認定に至った。

細川氏は、高血圧症を基礎疾患にもつていたが、業務がこれを著しく増悪させたとして認定されたものである。精神的、肉体的ストレスが加わる出張メンテナンス業務

の悪影響、発症日における寒冷曝露、発症場所の工場内の強大な騒音環境ばかりではなく、発症日の作業中の十一年間もメンテナンスをしていなかったポンプのボルト締め作業直後発症していることからこれが急激な血圧上昇をもたらしたことは明らかでこの点も大きな認定要因となつたと考えられる。

当初は困難かともおもわれたが、度々の労基署交渉をおこなった組合の努力は非常に大きいものであった。交渉を軸にしながら、業務上見解を示した片木健一（阪神中医研）医師意見書を提出したり、はじめは業務とは関係ないとの見解を表明していた主治医に再度詳しく述べ

状況を伝える中で、業務と関係ありとの見解をひきだすなどの活動も行なった。また、全金本部も常時交渉に参加し、健康管理の行届かないままで取引先との緊張関係の中で出張作業をしなければならない中小企業労働者の立場から早期救済を要請していた。安全センターも申請当初より協力してきた。

#### (二) JR保線労働者○氏根性腰痛症

JR保線労働者の○氏は、作業中、線路にバラストを撒くホッパー車のレバー操作時に腰をひねり根性腰痛症を発症した。この件について、松浦診療所に受診したことから安全センターに対し相談があった。明らかに労災であることから、労災申請することとし、最初に受診した近所の医師に協力を要請するとともに、会社に対して、本人から現認証明をおこなうよう申入れた。

しかし、会社側は、様々な形で圧力を加えてきた。まず、「根性腰痛は労災は難しい」「人事異動もあるしな」と本人に、労災申請の取下げを要求してきた。さらに、労基署から、この件は労災になりうると教示され以降、今度は、現認を行なわないという態度に出で、現認者にも暗に圧力を加えるという非常識な行為を繰返した。労基署側もこの悪質な対応には強く指導をえたがまったく反省の色が見えなかつた。基本的に、労災を労災と認めないことがあたりまあだ、というJR当局者の態度は

非常に問題だといえる。民営化の過程の中で、いのちと健康の問題が切捨てられていることをうかがわせるに十分であった。

○氏は、地域・職場の仲間、組合（国労）の支援を受けながら、当局に労災は、労災だと迫り、最終的には八年十二月労災認定を受けた。

#### (三) その他の労災認定問題

・トランペッター木下氏（全国一般大阪芸能労組）

・脳内出血 大阪労災審査官 審査請求中

・大工 脳内出血

・天王寺労基署 業務外

・港湾作業者K氏心筋梗塞（全港湾大阪埠頭分会）

・大阪西労基署 申請中

・郵送労働者M氏心筋梗塞（全通大阪日通支部）

・天満労基署 申請中

・深堀工A氏脳梗塞

・西宮労基署 申請中

・生コン会社検査工 脳内出血

・京都労災審査官 審査請求中

・通勤途上 急性心不全（全金協和精工支部）

・労働保険審査会 再審査請求棄却

・奈良労基署

・業務上認定

・派遣労働者K氏急性腰痛

天満労基署 業務上認定

・部品検査工Y氏、頸肩腕障害（全金協和精工支部）

天王寺労基署 申請中

・倉庫労働者N氏、変形性脊椎症（東地域合同労組）

天王寺労基署 申請中

・保母、椎間板ヘルニア（大阪地域合同労組）

大阪西労基署 業務上認定

・薦職 障害等級

兵庫労災審査官 審査請求中

・有機溶剤を使った洗浄作業での皮膚障害（全金ヤマト

産業支部） 天王寺労基署 業務上認定

・元炭坑労働者F氏じん肺管理区分申請

大阪労基局 管理区分決定

・ずい道工事従事者二名じん肺管理区分申請

大阪労基局 管理区分申請中

## 2 行政不服訴訟

(一) 柴田出稼ぎ脳卒中労災訴訟

柴田訴訟とは、秋田県から出稼ぎに來ていた柴田久雄さんが土木作業現場で脳卒中を発症し、死亡した件について、業務外と判断した天満労基署の処分の取消しを求めて、遺族が起こした行政訴訟である。大阪地方裁判所

は、死亡から九年を経過した八八年五月十六日に、処分取消し、原告勝訴の判決を言い渡した。判決文は、原告柴田さんの基礎疾患である高血圧症について、強度のものではなく、発症の直接原因は直前の四連続夜勤や、劣悪な出稼ぎ労働者の生活環境にあることを認定し、内容から言つてもほぼ全面的な勝訴と言つてよいものであつた。

この訴訟は、出稼ぎ労働者の置かれている厳しい現実から発生した労働災害であるとして、提訴以来出稼組合大阪事務所を中心とした支援に支えられた。そうした意味からこの判決のもつ意味は大きく、今後の出稼ぎ労働者の条件改善への取り組みのきっかけとなるものである。

しかし、労働省は控訴期限ぎりぎりまで検討した上で、あくまでも発症原因是柴田さんの高血圧症にあるとして、大阪高裁に控訴を行つた。現在、控訴審で労働省側より医師意見書が提出されているが、支援を今まで以上に強化し、必ず勝訴判決をかち取るべく努力している。

(二) 摂津市職牧野公務災害認定訴訟

急性腰痛症の再発をめぐって、公務災害補償基金大阪府支部を相手取つて大阪地裁に起こしている牧野訴訟は、医学鑑定についての争いになつてゐる。一般労働者の常識的な腰痛症の再発の認識とかけ離れた、基金の「再発

の基準による判断」の狭さの問題は、そのまま硬直した基金の公務災害補償制度の運用の現状を示している。勝訴のための支援を進めたい。

### (3) その他の訴訟

兵庫県社会福祉労働組合の吉岡頸肩腕障害訴訟は、三月十四日に神戸地裁において判決が言い渡される。この裁判は社会福祉労働者の頸肩腕障害の業務外処分の取消しを求めたものだが、注目されるのは不服審査の過程で業務外の判断をした兵庫労働基準局労災医員が出廷し、業務内容ざるくに知らずに医学的な根拠も全く無く判断を行っていることが暴露されたことである。

国の安全衛生管理責任を問う植田マンガン労災訴訟は、現在最高裁で争われている。これらの裁判についても、引き続き支援を強化し、成果を拡大したい。

### 3 振動病打ち切り問題

労働省は八六年一一月に発した基発五八五号（新治療指針）をテコとして、振動病患者への補償打切りを進めてきているが、昨年春、全国で九四名について、主治医の意見に関わらず、都道府県各局に設置した「医員協議会」の判定という形式で打切りを强行した。これに対して、全山労を中心として大闘争が組織され、今月の国会追及で、労働省は全国で一〇名についての処分の見直し

—調査に追い込まれ、最終的には二名の打切りが正式に撤回されるという経過をたどっている。われわれの周囲では、和歌山県における闘いがあり、昨春の打切反対闘争のやまばでは、紀和病院とともに山労の闘いを支援し、五月一七日の労基局行動には動員も行った。和歌山では、残念ながら昨年の打切り撤回はならなかつたものの、山労を中心として不服申請闘争、組織拡大運動がその後も進められ、今年度は、労基局は山労を外して打切を進めるというこそくな普段に出てきている。二月には社会党国会調査団が和歌山入りし、全国的にも突出して打切を進めている和歌山局をきびしく批判したが、これらのなかで、県下の運動が山労を中心の大同団結していく気運も強まっており、われわれとしても、紀和病院とともに、山労の運動発展に寄与していきたい。



## 「四 企業責任追及の闘い

### 1 全金松本製作所支部梅本組合員難聴労災裁判

全金松本製作所支部は、社内では少数ながら、総評東南地区評、同平野地協などの地域支援を受けて、露骨な組合敵視を続ける会社と闘ってきている。

中でも労災闘争を、重要な柱として位置付けており、組合員梅本氏の難聴裁判も難聴を発生させながらまゝたく被災者に謝罪せず、逆に差別を強める会社の責任追及を目的として、一九八〇年大阪地裁に提訴した。この裁判が、ついに今年二月二〇日、結審した。

梅本氏は、一九六七年溶接・製罐工として入社した。

主力製品のプレスに鋼板を自動で送り込む機械の製作にたずさわり、その際、ハンマーによる鋼板の歪取り、グラインダーかけなどの騒音作業に従事した。一九七一年九月からは、バキュームカーボースリール製作に従事し、この際、リール外枠の縞鋼板リングの歪を5ポンドハンマーで取る作業を行なうようになり、約一三〇デシベルという強大な衝撃性騒音に一年以上曝露された。この時、耳鳴りを強く自覚するようになり会社に申入れて、はじめて耳栓が支給されるようになった。しかし、会社

は「仕事をしてくれと言ったが難聴になつてくれとは言つていない」と開き直り続けたため、裁判に踏切つたもの。

裁判の争点は、梅本氏の難聴が松本製作所入社後に從事した仕事が原因かどうかというものであった。原告側は、松本製作所における作業の実態を明らかにするとともに、原告が申立てるまで耳栓すら支給しようとしたかった会社の安全衛生管理責任の怠慢を主張した。

これに対して会社側は、梅本氏の入社以前に溶接工などの職歴を有すること、さらに、一九七二年のボースリール作業中にはじめて聽力検査をしてわかつた「騒音性難聴」が障害等級に該当するほど重かったことを結びつけ、「騒音職場に働けば約一〇年で難聴は出来上がる。したがつて、松本入社以前に騒音職歴があるのであるから、入社後五年めの検査で見つかった騒音性難聴は、松本以前の原因によるものである」と主張してきた。

因果関係をめぐっては、双方推薦の鑑定人各二名計四名の鑑定書が提出された。徳島大学大崎教授と奈良医大車谷医師からは因果関係を認める鑑定結果が出された。特に、車谷鑑定は、前職歴における溶接等の作業、また、

松本製作所において行つた各種作業の騒音再現実験を行ない、松本における因果関係を浮彫りにした。会社推薦鑑定人は伊藤大阪労災病院耳鼻科部長と鳥山国立病院医療センター耳鼻科医長であった。かれらは、何の根拠もなく松本以前を騒音職歴だと主張、さらに医学的根拠のない難聴一〇年固定説をこれに結びつけ、松本に原因はない決めつけたものであった。

その後、この二人は鑑定人尋問にも応じないかわりに内容のない意見書を乱発することによって裁判を長期化させるという破廉恥な行動を会社とともに行ない、これが異常に裁判が長引き被災者救済を遅らせた大きな原因になった。また、かれらは、裁判の途中、原告の症例報告と称して、原告を誹謗中傷する報告を日本災害医学会において行なおうとするなど被災者の人権を無視する行為も平気で行なっている。会社も、松本における騒音作業がまったく取るにならないことを、嘘・でたらめの限りを主張してきたが、これらは、原告の元同僚の証言や陳述書によって誤りが証明された。会社と御用学者の卑劣な行動によって長期化した裁判も結審を迎えた。この一年は、会社側証人、原告側証人、本人と証人尋問が続く中、地域を中心とする支援が力強く継続されてきた。安全センターも上坂法律事務所と協力して裁判を全面的に支援してきた。また、鑑定実験においては、

全金田中機械支部の全面協力もいただいた。現在は判決待ちの状態であるが、今後とも、センターとして支援を継続していく。

## 2 総評東地域合同労組の労災損害賠償請求訴訟

総評東地域合同労組は、労働相談活動の中で未組織の労災被災者が著しい無権利状態におかれていることに注目し、損害賠償請求を始めとした使用者責任追及の闘いを精力的に取り組んでいる。

八六年十二月に、零細印刷工場で作業中、近くにあった石油ストーブから作業に使っていたガソリンに引火し、大火傷を負つた〇君の訴訟は提訴から丸二年が経過している。法廷では、〇君に過失がなかったこと、発火源が一メートルの距離におかれたままの作業であったことなどが証言で明らかになっている。

他にも、プラスティック加工零細工場パート労働者の親指切断事故についての賠償請求、織維商社倉庫労働者の頸肩腕障害で上積み補償など、多くの闘いで成果をあげた。

## 「五 針灸打ち切り訴訟

最長一年と針灸治療を制限したいわゆる「三七五通達」の撤回を求めた針灸打切り訴訟（原告鈴木真規子氏（大阪地域合同労働組合）、一九八五年一一月二一日提訴）は、四年めを迎えている。安全センターとしては、弁護団と針灸訴訟を支援する会の事務局の一翼を担ってきた。

特に、裁判本格化を迎えるに際して、支援・傍聴体制強化を図る観点から支援する会の事務局がつくられ、七月から毎月一度事務局会議を行ないながら、ニュースの発行、傍聴動員などについて確実におこなえるよう努力してきた。

十一月二十八日は、証人のトップバッターとして原告の主治医松浦良和医師が登場、証拠調べにはいった。これを前にして、十月十一日、支援する会の第一回総会が開かれた。今後も、支援する会の活動協力を強化していく。また、平行して行なわれている神奈川訴訟では、被告国側証人尋問が進行しており、これまで375通達発出当時の林労働省労災補償課長と松元司東京労災病院整形外科部長が証言している。事務局から傍聴参加し情報交流を進めてきたが、今後さらに連携を深めていかなければならぬ。

今年度の法廷進行の概略はつきの通り。

十二回 八八年三月七日

原告準備書面提出 「針灸治療の作用機序、期間・効果の限界について。社会保険の適用制限について」

第十三回 八八年五月二三日

原告準備書面提出。前回被告準備書面の批判

第十四回 八八年七月一八日

原告証人申請。

原告本人、主治医松浦医師。

第十五回 八八年十一月二八日

松浦医師主尋問

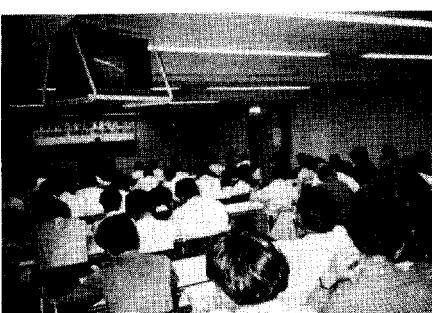
第一回

八九年三月二〇日（予定）

松浦医師主尋問

第二回

（資料 三七五通信 参照）



## 「六八 原発被曝裁判岩佐訴訟と労働者被曝」

### 1 岩佐訴訟

一九七一年五月二七日、日本原電㈱敦賀原子力発電所に作業で入り、その時受けた放射線被曝によって右膝に放射線皮膚炎を発症、その損害賠償を求めて闘われてきた岩佐訴訟は、現在最高裁に上告され、八八年三月には上告理由書が提出されている。チエルノブイリ原発事故以来、飛躍的に反原発運動が高まっているが、日本で唯一の原発被曝裁判として、注目を浴びている。

今年もセンターは支援する会事務局の一部を担い、原水禁長崎大会への出席を始めとして、各地での学習会へ講師として参加した。

### 2 放射線被曝規制緩和問題

原発などの放射線下作業に従事する労働者の被曝規制や健康診断などを決めている「電離放射線障害防止規則」が、この四月から改訂施行されることになった。

この改訂は、国際放射線防護委員会（I C R P）の一九七七年勧告を取り入れることを目的としているが、当初の放射線審議会の案に対して、全金労組、原水禁などを始めとして強い反対運動により極端な緩和は阻止する

ことができたが、やはりその内容は緩和と言つてよい。

主な点は、従来の被曝限度という考え方から、被曝を人間の臓器別に区分して計算し、被曝させやすくする線量等量限度に変え、年間被曝の限度を五レムに一本化し、特殊健診はこれまでの三ヵ月（血液検査は六ヵ月）に一度から、年に一度（医師が必要なしと判断すれば省略もできる）というようなり、きわめて放射線下労働のコストダウンにつながる内容となっている。

これは、老朽化する原発の廃炉問題、使用済核燃料工場で予想される大量の労働者被曝対策を念頭に置いたものだと言われている。また広島・長崎の原爆被爆者のデータの新しい解析から放射線は従来考えられていたよりも五倍から十倍も危険だという結論が導き出されていても無視したものであり、今後の原発内労働者の問題としても極めて重要な問題である。センターは不十分ながらこの問題に取り組み続けてきたが、さらに専門家、労組の連絡を取りながら運動を強めていく必要がある。

## 「七 教育活動」

### 1 第八期労災職業病講座の開催

例年通り講座を開催し、毎回約五、六〇名の参加者が  
あつた。

第一回 二月十四日

脳卒中・心臓病

【講師】松浦良和（松浦診療所）

第二回 二月二二日

頸肩腕障害・腰痛・指曲がり症

【講師】田島隆興（阪神医療生協診療所）

第三回 二月二八日

じん肺

【講師】白川太郎（労災職業病研究会）

第四回 三月 七日

働く者の精神衛生

【講師】小川正明（小川・渡辺診療所）

第五回 三月十四日

労災補償のしくみと認定

【講師】西野方庸（関西労働者安全センター）

第六回 三月二三日

職場の健康管理

【講師】片木健一（阪神医療生協診療所）



### 2 アスベリスト対策大阪ネットワーク（アスネット大阪）

「アスベスト対策を考えるシンポジウム」

七月十六日大阪市立労働会館 アスネット大阪主催

参加者一五〇名

【パネラー】

石原忠一（大阪府議）

伊藤彰信（石綿対策全國連絡会）

中桐伸五（自治労顧問医）

長谷川俊英（堺市議）

「アスベスト電話相談」 7／13～15 六〇件

「夏休み石綿撤去工事を振り返る討論集会」

九月二八日大阪市立労働会館にて

参加者五〇名

### 3 针灸学習会

【第14期労働者針灸学習会】

開催期間

五月十二日～九月二九日の毎木曜日

（八月の第二、三木曜日を除く）

内容

講義、針灸実技、参加者職場紹介、安全衛生対策  
労災職業病、健診、歯科治療、ストレッチ体操など

4 労基法・労災保険法改悪関係  
今年度後半は、労基法・労災法改悪関連の学習会が相  
当数開催され、講師派遣を行った。

【主催】  
【講師・報告】

10／17 働く者に健康を！東大阪連絡会 片岡

此花労働者センター

大阪地評弁護団

南大阪地区評

自治労大阪府本部書記局

全金岩井計算センター

自治労大阪府本部

東地域合同労組

全港湾関西地区

東南地区評

全国一般大阪地本

全港湾大阪支部

全港湾神戸地区協

全金東成生野ブロック

釜ヶ崎日雇労組

釜ヶ崎日雇労組

全港湾西成分会

ゼネラル石油労組堺支部

全金棊製作所支部

また、宣伝パンフレットとして、「労働基準法・労災

保険の全面改悪を阻止しよう」（一部百円）を八千部作  
成し、各方面に配付した。

**5 その他（東南交流会、東大阪連絡会を除く）**

その他の地域・職場へも以下の講師派遣を行った。

4／8 全金ヤマト産業支部

「有機溶剤中毒」

片岡

5／6 東地域合同労組

「労災職業病」

西野

5／10、25、6／1、20 全港湾大阪支部安全委員会

労災実務講座

片岡

6／14 大阪府職税務支部

「VDT労働安全衛生」

西野

6／15 東大阪労働学校

「職場の安全衛生」

片岡

9／29 阪急タクシー安全委員会

「精神衛生」

小川正明（小川・渡辺診療所）

西野

10／13 奈良県職婦人部

「安全衛生対策」

片岡

10／21 全通輸送支部青婦部

「労災について」

西野

11／22 国学院大学自治会

「岩佐訴訟」

11／26 豊能町職

「安全衛生対策」

西野

12／3 タイムス労組  
「原発問題」

西野

2／8 八尾市現業労働組合  
「指曲がり症など」

片岡

2／10 全港湾大阪支部  
「じん肺」

白川太郎（労災職業病研究会）

西野

2／22 守口市民トーキング  
「岩佐訴訟」

西野

2／22 守口市民トーキング  
「岩佐訴訟」

西野

## 「八 交法流、共六開闢關係」

### 1 地域安全（労災職業病）センター全国交流会

全国各地の地域安全（労災職業病）センターの交流会は、八八年十一月十二～十三日に横浜で第三回が行われ、十五地域センター他の四二名が参加、関西からも呼びかけ団体として参加した。内容は、新センターの発足をめざしている愛媛、岡山、広島、新潟、福岡、福島の五県からの報告報告が行われた。また第二回での申合せ事項であった腰痛症、循環器疾患、VDT作業、アスベストについて、労災認定事例の調査報告と検討が行われた。

また今回は、労災保険法の改悪という重大問題をかかえたなかでの開催であり、情勢認識についての討論を行い、交流会として「労基法・労災保険法の改悪に反対する共同アピール」を出すことを決定した。

地域センターの数は回をおうごとに増え、今回は三一団体を数えるに到っている。交流会とは言え、労災保険法改悪に見られる労働行政に対する共通した対応、新地域センター結成への協力などの今後の活動にそなえ、代表に神奈川労災職業病センター所長田尻宗昭氏を選出し、事務局を東日本は神奈川、西日本は関西が担当することを決定した。

### 2 総評大阪地評

一九六六年、総評のよびかけにより総評・同加盟店単産・中立労連加盟の单産、中立組合、地県評の参加で設立された日本労働者安全センターは、これまで労働者のいのちと健康を守る中央センターとしての役割を果たしてきた。しかし、総評の解散が日程にのぼる過程で、今後の存続も含めた運営方向が問題になっていたが、一月三〇日に開かれた第二三回総会では、組織体制を抜本的に見直し、地域センターとの協力関係などを強化しながらより活発なセンターとして再発足することが理事会提案された。このような動きに対して、私たち関西労働者安全センターは、各地域センターとともに今まで以上の協力体制をもって臨む必要がある。

労災保険法改悪に対する反対運動開始以降、大阪地評労職対事務局会議へオブザーバー参加する形で協力体制をとっている。各地区評での労基署交渉、地域集会などの取り組みでは、必ず協力参加してきた。今後の反対運動の推進にあたっても、充分な協力体制をもってゆきたいと考えている。

### 3 その他共闘、交流関係

環境科学労働科学研究会が活動を開始してまる二年が経過している。アスベスト対策、労災認定問題など共同研究がいくつか恒常に取り組まれるに到っているが、

今後さらにセンターとして連携を進めていきたい。

医学生を中心とする労働フィールド合宿が今年も各労組、医療機関の協力で行われた。センターもこの活動に全面的に協力している。また、労災保険法改悪問題における、労基研メンバーとの討論会では、学生有志との協力で運動を展開している。

労働者住民医療機関連絡会議は、新たに専従事務局体制を整え、活発な活動を展開している。労災保険法改悪問題では、労働省ヒアリングを始めとして全面的な共闘体制をとっている。さらに、関西青年医師連絡会議の活動についても参加している。

### 4 アジア労災職業病センター交流会

八八年五月九～十四日、アジア駐在員を派遣している総評東地域合同労組の紹介で、香港労働者健康センター呼びかけの「アジア労災職業病センター交流会」に参加了。労災職業病・安全衛生の闘いの国際交流はセンターとしても始めての経験であったが、今後の運動の一部門として強化する必要があろう。

# 一九八九年度運動方針（案）

## 「とりまく情勢と私たちの問題

好景気のなかで先の労働基準法改悪による、見せかけの労働時間短縮が一向に進まず、労働時間規制の弾力化のみが一人活躍している。一方で、三年連続で労災事故が増加傾向を示している。また、改定労働安全衛生法の体制が八九年四月からスタートし、労働者に働くだけの身体作りを勧め、メンタルヘルス対策と銘打った生活領域までの労働者管理が推進されることになる。大手企業の企業による安全衛生対策ばかりが強調され、中小零細事業場の労働者は相変わらず軽視される体制が始まろうとしている。

### 労基法・労災保険法改悪阻止をなしどうよう

そして、労災補償制度の抜本的改悪という労働省の企みは、今年度にその決戦時期を迎えることになった。一九八九年度の私たちは、始めから氣を引き締めて、まずこの労働基準法第八章削除・労災保険法全面改悪阻止の

運動にとりかからねばならない。

発表から四ヶ月で国会への法案上程という労働省の当初の目論見は、反対運動の盛り上がりによって阻止することができたが、問題の労働基準法研究会（災害補償関係）「中間報告」自体は生きており、労働省はあくまでこれを基本にした改悪を狙っている。すなわち、今回の改悪の柱は、労災保険給付の大幅引き下げと使用者責任の免除ということだから、あくまでそれを忠実に取り上げた「中間報告」を基本としなければならない。

しかし、この間の私たちの取り組みの中で、「中間報告」を書いた本人たちは「あれは根本的に問題があつて再検討しなければなりません」と言い出している。反対運動に押されて実施せざるを得なかつたヒアリングにおいても、被災者団体はどの団体も「決して承服できる内容ではない」と言う。著名な労働法学者が各雑誌で、問題点の多さを指摘し、対案作りの研究会も始まった。言わば、元気一杯だった「中間報告」の健康状態にも陰り

が見え始め、ちょっと横になつているというところか。

けれども決して死んではない。私たちはあくまでこの「中間報告」の息の根を止める必要がある。

そのためには、現在まで取り組みが続けられている、「労基研メンバーへの追及をさらに進めていく必要がある。

具体的には、花見忠上智大教授（災害補償部会座長）などへの働きかけも重要だ。また、三月二八日に発足が予定されている総評弁護団呼びかけの「働く者の労災補償制度懇談会」をはじめとして、全国的に反対運動の連携をはかり、さらに広める行動をとる必要があろう。

さらに、まだまだこの問題は一部の労働者の間の話でしかない。学習会などの取り組みは、今後もより一層広く呼びかけていく必要がある。

昨年発覚したリクルート事件の推移は、労働行政と財界の癒着の実態を極めて明白に示している。加藤元労働省事務次官の未公開株譲渡発覚に始まり、たびかさなる接待を受けていた小粥事務次官、野見山労働基準局長の辞職、そして今年二月十七日の鹿野茂元職業安定局業務指導課長の逮捕、労働省の家宅捜査。さらに、男女雇用機会均等法立法当時の労働省婦人局との癒着、「女性職業財團」への社員派遣。またその上、労働省OBで労働族議員の遠藤参議院議員の妻がリクルート社からの一年間にわたる四千万に及ぶ給与所得を得ていた事実が発

覚するなど、癒着の事実判明はとどまるところを知らない。労働省が労働者保護のための官庁としての立場を自ら放棄し、財界の労務施策の実現機関として機能しながら久しいという現実の背景が、白日のもとにさらけ出されていると言ってよいだろう。労働基準法、労災保険法の全面改悪の動きは、まさにその背景からもたらされたものと言ってよい。財界に癒着した労働省OB、現役官僚、そして労働省お気に入りの法学者を集めた労働基準法研究会が、一体となって作成した被災労働者切り捨て策が「中間報告」である。なんとしても「中間報告」は葬り去らねばならない。

さて労働運動は、連合が発足し、総評がこの秋に解散するという状況のなかで、各種運動組織の体制も大きく変化しつつある。しかし、安全衛生・労災職業病の闘いについては、そうした変化に関わりなく労働運動の最も基本的な課題の一つとして重視されねばならない。労働者が健康に働くためには、労働者主導の安全衛生運動、労働者主導の職場改善の闘いがが不可欠である。使用者まかせの安全衛生運動が、どんな粉飾をこらしていようと、結局は労働者の権利を切り縮める役割をはたしている。

しかし、使用者側の安全衛生運動、労働省の施策に比べ、労働者の側の安全衛生運動の体制は、どのぐらいで

きているだろうか。残念ながら、部分的に“攻め登る”

ことはあっても、全面的、全国的には決して対応できてい

いないというのが現実だ。安全衛生・労災職業病に関する裏付けを持った提案ができる機関こそが必要なのである。それをなしうる体制を作るために、職場の運動を

発展させ、労働者が「健康に働く」運動の結集体としての安全センターを作つて行きたい。

そのためにセンターの機能を整備し、組織体制をを整備し、全国の運動との連携を強める一年としたい。

## ――「健康に働く」新たな運動を作ろう

### 1 働く人々の手で安全で健康に働く職場作りを

#### —— 安全衛生対策部門の充実

これまで、センターの取り組みのなかで行つてきた労働環境に関する調査、健康調査などの各種安全衛生対策は全くその場ごとのものであつて、未整理といつてよい。しかし、今後はそれらを整理し、要請に答えられる体制を作る必要がある。具体的には、環境監視研究所、各大

学研究者など専門家との協力体制を今まで以上に強めていく。

また安全パトロール、安全衛生委員会活動への援助について、安全衛生チェックリストの作成などを含めた対応ができるよう努める。その他、安全衛生協約の締結などを推進する。

### 2 仕事と健康の関係をチェックしよう

#### —— 健康診断、健康増進部門の充実

センターの活動内容の中で健診活動の占める位置は大きい。しかし、それが職場の安全衛生対策として、連続性を持ったものに出来ているかどうかについてはまだまだ不十分だといえる。その意味でこの部門を強化する必要がある。

個人の病気を発見する健康診断から、職場と環境をチェックしうる健診への取り組みを推進する。また必要に応じた職業病健診の実施、成人病・婦人科健診などの職場での取り組みなどを推進する。さらに、健康測定、健康新聞、職場体操など、職場に根ざした健康増進の取り組みを推進する。

具体的には、松浦診療所健診部など、各医療機関と協力体制を強めて進めたい。

### ③ 労災職業病対策を進めよう

#### — 被災労働者の権利を守る運動の強化

労働相談活動からの労災相談が増えている。相談にくく労働者は、大抵の場合、そのままでは前近代的な安全管理体制の犠牲者であつたり、無責任な使用者の扱いに

困りはてた状態であることが多い。労災補償請求、企業責任追及など、個別労働者の相談にも充分応じうる体制を作りたい。また、労災認定闘争の取り組みにあつては、認定基準問題などについての研究体制を強める。

被災労働者の職場復帰への取り組みは、なかなか重視されていないという現状のなかにあって、その体制を確立するための取り組みを推進する。

企業内上積み補償協約などの締結を促進する。

## 二 専門的対応力を強化しよう

### 改定労働安全衛生法、労災補償制度の改悪など、安全衛生対策、労災職業病対策をめぐって、使用者側および行政の使用者本位の施策が目立っている情勢のなかで、

労働者側の政策立案能力を持つことは、きわめて重要である。そのために、専門家との協力体制を強固にし、対応していきたいと考える。

### ② 職業病対策

メンタルヘルス、VDT労働など新たな職業病対策が求められている。また、職業病認定基準の検討なども含めた対応を検討する。具体的には、疾病・労働態様別に次のように分ける。

頸肩腕障害・腰痛症・指曲がり症、VDT作業、粉じん作業、振動障害、騒音性難聴、有機溶剤・重金属中毒、夜勤・交替制勤務、循環器疾患、精神衛生、放射線被曝、アスベスト、出稼労働。

特にアスベスト、VDT等については、これまでの活動の上に立った政策提言を行う取り組みを進めたい。

### ① 安全衛生対策

安全衛生委員会活動など、職場の日常的な安全衛生対策についての検討をすすめる。またモデル安全衛生協約などの立案と公表を行うための研究。

### 3 労災補償対策

針灸打ち切り訴訟への支援強化など、行政の補償切り縮めに対する対策を進める。その他行政訴訟などの運営などの取り組みを進める。

また、民事損害賠償請求に関する研究など企業責任の追及に關わる対策を検討する。同時に個別労災民事訴訟の運営、支援を図る。また企業内上積み補償対策についての検討も。さらに、公務災害補償制度に対する取り組

みも行う。

### 4 國際部門

アジア出稼ぎ労働者の労災問題、日本その他国籍企業の労災問題、海外派遣労働者の労災職業病などの問題についても取り組みを始めたい。

また、アジア労災職業病センターネットワークの取り組みにも積極的に関わる。

## 「四 医師、研究者、法律家など専門家との協力

### 1 医師、医療機関との連携

労災職業病闘争において、医療機関などとの協力関係は不可欠である。労住医連をはじめ関西の各科医療機関と連携を強める。関西青年医師連絡会など、医師グループとの連携を強める。

### 2 研究者との連携

各専門別の共同研究など、環境科学労働科学研究会を始めとした取り組みに協力する。環境監視研究所の運動を広め、連携を強化する。

### 3 法律家との連携

最近増えている、労災訴訟の情報交流をはかり、訴訟運営の効率化をはかる。大阪地評弁護団を始めとした弁護士グループと協力し、労災裁判闘争の強化を図る。

## 「五 教育・広報活動

### 1 セミナーなどの開催

第九回労災職業病講座を開催し、各職場での学習会開催を促進する。セミナーを開催し、新たな職業病、安全衛生対策についての学習機会を設定する。

### 2 出版

機関誌「関西労災職業病」の編集体制を強化する。パンフレットなどの発行販売活動を広める。

## 「六 情報センター・相談窓口機能の充実

### 1 労災職業病相談窓口機能

会員からの相談、地域ユニオンなどの労災職業病相談に応じる体制の整備を進める。また、時期に応じたテーマごとの直接相談窓口の設定を追求する。

### 2 資料・情報センター機能

各種関係資料の紹介に応じうる整理を進める。

### 3 安全衛生・労災職業病集会の開催

労働組合安全衛生活動かを対象とした討論集会の開催をめざす。

## 「七 全国の運動との連携」

### 1 地域安全（労災職業病）センター全国交流会

地域安全（労災職業病）センター全国交流会は今年八月に第四回を関西で開催することになっている。事務局センターとして、全国のセンター運動の強化を推進したい。

### 2 日本労働者安全センターとの連携強化

総評の解散に伴い新たな組織体制で出発する日本労働者安全センターの組織強化に協力し、連携を強化する。

### 3 労働者住民医療機関連絡会議

労働者住民医療機関連絡会議との協力関係を堅持する。



5月 12日	組織	労働行政	安全衛生対策、教育	その他 全金太平製作所支部 海外出張者労災相談 針灸訴訟弁護団会議
29 2825242322 2120 18171615 141311 9 8 6 4 1 6 13028272625232017 1614	事務局会議 組織整備小委 淀川署松岡有機溶剤中毒打切問題 アスネット大阪事務局会議 豊中市労連安全衛生対策相談 東南交流会例会 東大阪市教組アスベスト調査	被災者対策全国連集会 兵庫労災審査官・高山労災交渉 西宮署・新居脳梗塞労災 東南交流会例会 全港湾大阪支部安全委労災実務講座 石綿問題対東大阪市交渉 全港湾大阪支部安全衛生委員会 大阪府職労税務支部VDT学習会 東大阪連絡会事務局会議 東南交流会世話人会 石綿濃度測定(覗々堂) 東大阪労働学校第1回 講師 片岡 針灸学会 全港湾大阪支部安全衛生合宿(5/18) 全港湾大阪支部安全衛生講座 地下鉄アスベスト調査 大阪市教組アスベスト調査 針灸学会 Nさん労災対策会議 O労災対策会議(松浦)	柴田出稼脳卒中労災訴訟 判決大阪地裁 振動病打切り問題和歌山局開争 奈良署N類肩腕障害 針灸訴訟法廷 全港湾大阪支部安全バトロール VDT作業労働相談デー(5/28) 全港湾大阪支部安全委労災実務講座 環境科学労働科学研究会 全金松本製作梅本難聴裁判調査 岩佐訴訟支援事務局会議 針灸訴訟を支援する会事務局会議 全金松本製作梅本難聴裁判法廷 Uひごろ〇労災訴訟大阪地裁	VDT労働対策連絡会学習会 東南交流会世話人会 VDT労働者労災相談 K鉄工労働者労災相談

7	6	5	4	3	2	8	13	13	30	29	28	27	26	25	22	21	20	19			
事務局会議	組織整備小委	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議	針灸訴訟法廷	針灸學習会	アスベスト東京集会参加	東大阪連絡会例会	金光産業有機溶剤測定	アスネット大阪事務局会議	金光松本製作業職業病相談	K V D T 作業職業病相談	関西青年医師連絡会	全金松本製作業本難聴裁判弁護団会議	針灸訴訟弁護団大阪・神奈川合同会議	アスネット大阪事務局会議	針灸學習会	安全衛生対策、教育	労働行政	その他
淀川署全金桜製作細川労災	金光産業粉じん測定	ゴルフ場建設現場振動測定	針灸學習会	高槻教組市立養護分会公災相談	O 労災対策会議	針灸訴訟を支援する会事務局会議	第1期フィールド合宿(～8月3日)	F 粉じん肺労災相談	ゴルフ場建設現場振動測定	針灸學習会	ゴルフ場建設現場振動測定	第2期フィールド合宿(～10)	第1期フィールド合宿(～8月3日)	第2期フィールド合宿(～10)	第1期フィールド合宿(～8月3日)	第2期フィールド合宿(～10)	針灸訴訟弁護団会議	針灸訴訟弁護団会議	針灸訴訟弁護団会議	針灸訴訟弁護団会議	



9.	8. 7.	5. 4. 2. 1.	11	31.30.28.27.	25.24.22.	21.20.	18.17.15.14.13.11.	8. 7. 6. 5. 4. 3. 1.	10月 日	運営協議会	組織	労働行政	安全衛生対策、教育	その他							
										堺署 O 労災			VDT労働対策連絡会 東大阪連絡会事務局会議	N裁判財産差し押さえ	全金松本製作梅本難聴裁判法廷						
										奈良県職婦人部安全衛生対策学習会 アスネット大阪事務局会議			大阪地評労職対 奈良県職婦人部安全衛生対策学習会 アスネット大阪事務局会議		労災法改悪問題対策会議						
										第2回労働省ヒアリング 牧野訴訟法廷			東大阪連絡会例会 学職労東住吉支部アスベスト学習会 此花センター労災法改悪問題学習会 VDTシンボジウム 地評弁護団「労災法改悪」学習会		大阪地評弁護団総会 労災法改悪問題京大申入れ		針灸訴訟を支援する会総会				
										大阪審査官大芸労K職卒中 阿倍野 天王寺署			南大阪地区評労災法改悪反対集会 全港湾大阪支部安全衛生委員会 総評弁護団労災法集会 石綿对策全国連絡会総会 自治体労働安全衛生研究会発足集会 自治労府本部指曲かり症自主健診 国保連健康調査相談会 自治労府本書記局労災法学習会 岩井計算センター労災法改悪学習会		全金松本製作梅本難聴裁判弁護団会議 京大西村助教授公開討論会(第1回)		大阪地評労職対 全金松本製作梅本難聴裁判法廷 ニッコー金属通勤災害相談				
										全港湾大阪支部安全衛生委員会 自治労府本部労災法改悪学習会(国保連) 労災保険法ひごろ学習会(国保連) 全港湾関西地本「労災法改悪」学習会 東大阪連絡会事務局会議 東南交流会(東南地区評労災法集会)			京大西村助教授公開討論会(第2回) N労災訴訟会議 古座川フィールド合宿(5-7) 南大阪地区評府労働部交渉 K労災民事賠償相談		針灸訴訟を支援する会事務局会議 N労災訴訟会議 古座川フィールド合宿(5-7) 南大阪地区評府労働部交渉 K労災民事賠償相談		針灸訴訟を支援する会総会 大阪地評労職対 全金松本製作梅本難聴裁判会議 労災法改悪問題対策会議				
										大阪西・阿倍野署労災法交渉											

月 日	組織	労働行政	安全衛生対策、教育	その他
11 12/10	(～13) 全国センター交流会	大阪中央署労災法交渉 淀川署全金桜製作細川労災	全港湾大阪支部安全衛生委員会総会 全国一般大阪地本労災法学習会	京大西村助教授公開討論会（第3回） 針灸訴訟弁護団会議 小川・渡辺診療所開所
22/21/2019 17:15 14:13/10:9:7:6:5:3:1	事務局会議 牧野訴訟法廷 淀川署 全金桜製作細川労災	兵庫局審査官 高山労災 天満署労災法改悪問題交渉 柴田訴訟控訴法廷大阪高裁 針灸訴訟法廷 松浦医師主導問題 労災法改悪阻止労働省行動 淀川署 全金桜製作細川労災	VDT討論集会 全金東成生野プロ・ク労災法学習会 豊能町職「安全衛生対策」学習会 総評労災法改悪反対集会 釜石労災法学習会 全金枚岡ブロック安全バトロール タイムス労組「原発問題」学習会 アスベリスト東大阪市交渉 東南交流会世話人会	N腰痛労災相談 国学院大岩佐訴訟講演 関西労職研合宿 全金松本製作梅本難聴裁判法廷 Jヒカル部会あかつき交流会 針灸訴訟を支援する会事務局会議 ○労災対策会議 環境科学労働科学研究会 Mじん肺労災相談
	大阪局全港湾大阪文部じん肺申請 東南交流会例会	府基金根津丁審査会 淀川署 全金桜製作細川労災 兵庫局審査官 高山労災 東大阪連絡会事務局会議 自治労指曲がり症対策会議 自治労指曲がり症一斉申請、決起集会	大阪学校石綿工事視察 アスネット大阪事務局会議 全港湾大阪支部安全衛生委員会 東大阪連絡会事務局会議 自治労指曲がり症対策会議 東南交流会例会	アスネット大阪事務局会議 環境科学労働科学研究会 Mじん肺労災相談 全金松本製作梅本難聴裁判法廷 労災法改悪問題対策会議 アジア労働情報資料センター

月	日	組織	労働行政	安全衛生対策、教育	その他
12	1	事務局会議	県立加古川病院藤田局医高山労災	釜ヶ崎日雇労組「労災法改悪」學習会	神戸大下井教授公開討論会申入れ
11	6	事務局会議	淀川署 全金松製作細川労災	東南交流会世話人会	大阪地評労職対
10	7	事務局会議	牧野訴訟法廷	指曲がり症申請者集会	S労災相談
9	8	事務局会議	大阪局労災法改悪大阪地評交渉	K派遣労働者労災相談	全港湾大阪埠頭分会G心筋梗塞相談
8	7	事務局会議	西野田署全金ニッコー金属通災	S障害認定相談	下井教授問題會議
7	6	事務局会議	天溝署K労災申請	全金松本製作梅本難聴裁判弁護団會議	針灸訴訟を支援する会事務局會議
6	5	事務局会議	大阪審査官大芸労K脳卒中	東大阪連絡会事務局會議	新居労災相談
5	4	事務局会議	東南交流会例会	アスネット事務局會議	下井教授問題會議
4	3	事務局会議	全港湾大阪支部安全衛生委員会	大阪地評労職対	労災法改悪神大下井教授討論会
3	2	事務局会議	全港湾建設支部西成分会石綿學習会	アスネット事務局會議	針灸訴訟弁護団會議
2	1	事務局会議	八尾現労指曲がり症學習会	大阪地評労職対	全港湾大阪埠頭分会G心筋梗塞相談
1	16	事務局会議	八尾現労指曲がり症學習会	UひごろN頸肩腕障害職場復帰相談	下井教授問題會議
15	13	事務局会議	アスネット大阪事務局會議	西村助教授問題會議	針灸訴訟弁護団會議
14	10	事務局会議	天溝署 全通大阪日通文部	UひごろAさん相談	大阪地評労職対
13	9	事務局会議	M心筋梗塞	大阪地評労職対	新居労災相談
12	8	事務局会議	東南交流会世話人会	京大西村助教授公開討論会(第4回)	下井教授問題會議
11	7	事務局会議	全港湾大阪支部「じん肺」學習会	いのくら小阪労災相談	労災法・労災法対策會議
10	6	事務局会議	全金松本製作海本難聴裁判弁護団會議	大阪地評労職対	東大阪連絡会事務局會議
9	5	事務局会議	全金ニッコー金属通災相談	U東南Nさん労災会社交渉	労基法・労災法対策會議
8	4	事務局会議	連帶労組第三者災害労災申請		
7	3	事務局会議	いのくら小阪労災相談		
6	2	事務局会議	全金松本製作海本難聴裁判弁護団會議		
5	1	事務局会議	全金ニッコー金属通災相談		
4	131	事務局会議	南労会運営委幹事会		
3	2	事務局会議	運営協議会		
2	1	事務局会議	組織整備小委		
1	16	事務局会議	南労会運営委幹事会		
12	1	事務局会議	大阪局地評中小共闘交渉		
11	1	事務局会議	南労会運営委総会		

2月 日	組織	労働行政	安全衛生対策、教育	その他
20 17 16	事務局会議	天王寺署全金ヤマト産業通院費	安全枚岡ブロック安全パトロール ゼネラル石油労組労災法学習会	
21		大阪亞鉛作業環境測定(5.22)	全金松本製作梅本難聴裁判法廷 朝鮮総連労災相談	
22		労災職業病講座(田島)	針灸學習会実行委員会	
23		全金核製作所支部労災法学習会	守口市民トーキング岩佐訴訟學習会	
24		東南交流会例会	出稼者組合西日本大会	
25	運営協議会	柴田訴訟控訴審法廷 西官署 新居労災現場視察	針灸訴訟弁護団会議	
26		協和精工Y労災小島医師職場訪問		
27		労災職業病講座(じん肺(白川))		
28		金光産業有機溶剤測定		
29		アスベスト東大阪市交涉		
30		M:じん肺労災相談		
1 1	Y頭肩腕障害	兵庫局審査官 高山労災		
2	天王寺署 全金協和精工	此花センター会議	医療過誤問題相談	
3		全港湾大阪支部安全衛生委員会		
4		全港湾天満倉庫石綿視察		
5		針灸學習会実行委員会		
6		大阪總評労災法改悪阻止討論集会		
7		自治労奈良県本部指曲がり症自主健診		
8		岩佐訴訟を支援する会事務局会議		
9				
10				
11				







「375通達」の撤回をかちとろう！

労災保険による

はり・きゅう治療制限反対！

はり・きゅう裁判ニュース

# 375通達

No.15 1988.10.11 総会号

大阪市西区新町2丁目19番20号

西長堀ビル4階

関西労働者安全センター 気付

はり・きゅう訴訟を支援する会

◆郵便振込口座 大阪1-110633

## 総会基調

私たちは「これまでの法廷において、原告の実態や医学的の中から針灸治療の効果について主張し、最長一年で治療を打ち切る三七五通達の不适当性を明らかにしてきた。」ついで被告国側は、「針灸治療は効果がはっきりしない」、針灸が人体にどのように作用するのかが解明されていない」と主張し、いかに針灸がマコソバに治療法であるかをアピールするなどに癡をしてきた。そして一九八五年十一月二二日の接見から三年、ようやく裁判は本格的な証人調べへ入ることになつた。また最初に十一月二二日午後一時より、原告の主治医松浦良和医師の耻辱尋問が行われる。

いよいよ正念場である。

一九八二年五月の三七五通達の施行以降、何十人という被災者が針灸治療あるいは労災補償とのものを持ちあわせてきた。私はいままで「おこする反対闘争に取り組んだが阻止に至らず、今日、三七五通達は残念ながら完結しことにいたゞくを得ない」。しかし、通達撤回を目指して、不服審査請求闘争や裁判闘争、あるいは労基署闘争が東京・神奈川そして大阪で取り組まれており、今後とも、互いに協力しながら、政府を追いかんといかないにはなりな。

裁判が本格化していく今後も備え、針灸訴訟を支援するとしてせ、やうに運動を強化していかなければならぬ。が、今までの活動ばかりかえてみると、教宣活動の不足など、活動がやや停滞していること反省せざるを得ない。この間、支援する会の事務局を確立し、通信の定期發行を定着化させるなどに力を注してきただが、今後も一層を進め、財政的支援の強化をはがれども、ついで法廷に針灸裁判の意義を語り、支援を求める裁判闘争をより多くの人々のものにしていく。

（二）数年、政府は針灸治療制限三七五通達実施、適正給付管理に名を借りて長期被災者打切り、さらには、一年来の新治療指針による振動病打切り攻撃と、次々と反動的「被災労働者打切りの労災行政展開」してきた。そして、ついにこうした攻撃の結果は上げとして労働基準法・労災保険法の根本的大の眼目は、最低限の労働条件として使用者の労働基準責任を定めた労働基準法オハ章豆取り去り、すべての労災補償と保障原理の下に行なつよつとする」として同時に、休業補償一年半打切り等効率補償水準の大幅低下が行なおうといつことである。すばらちめ効率化を受ける労働者の基本的権利を奪い断つ改悪案なのである。そしてまた、今回の効率についての個々の使用者の責任を免責しこれまで勝ちとらめてきた法廷外・補償等の諸権利を想いながらにしてしまおつとする言語道行は、相次ぐ労働関係法規改悪と軌を一にしたものであることは明らかであり、断じて認めることはできない。

（三）労基法・労災保険法改悪運動への一大勢力が強く求められてくる情勢の中、三七五通達撤回の闘いも同じ視点に立って、一歩一歩進んでいくことが重要である。そのための一歩として、本田の総会が成功させたい。以上、今後の針灸訴訟支援の強化・拡大とともに、労基法・労災保険法改悪阻止を期し、そのたとえが結合して取り組んでいくことが重要であると考える。

針灸訴訟一勝利し、三七五通達撤回

労働基準法・労災保険法

根本改悪粉碎！

決戦のとき！

15



# 支援する会 活動報告 (懇話から現在まで)



## ② 一九八五年

11/21	大阪柔術くじく連盟
	松田 天理市議会
	豊川市連盟「連盟大連盟」に して 豊川市議会 11月10日
	セントラル連合柔術柔道連盟
	愛知県連合柔術柔道連盟
	岐阜市二四六段以下連盟
"	滋賀県柔術連盟
1/7	一九八六年
	大1回戦初
	滋賀県連盟
	滋賀県柔道連盟
3/14	大1回戦初
	滋賀県柔術連盟「川口連盟」
	鈴木和則6段以上60kg級
	鈴木和6段級
	6段級 鈴木和6段級
	6段級 鈴木和6段級
	鈴木和6段級 鈴木和6段級
4/4	井辯団会議
5/8	井辯団会議
5/17	「川口連盟」会議
5/23	大3回戦初
	滋賀県柔術連盟「川口連盟」
	鈴木和6段以上60kg級
	鈴木和6段級
	6段級 鈴木和6段級
	6段級 鈴木和6段級
	鈴木和6段級 鈴木和6段級
7/1	井辯団会議
7/16	井辯団会議
7/26	井辯団会議(和四)
10/3	大1回戦初
	鈴木和6段級(1)60kg級
12/6	「川口連盟」会議
12/12	大1回戦初
	滋賀県柔術連盟「川口連盟」
	鈴木和6段級
	6段級 鈴木和6段級
	6段級 鈴木和6段級
12/24	井辯団会議(和四)
1/26	一九八七年
1/30	「川口連盟」会議
2/5	大1回戦初
	滋賀県柔術連盟「川口連盟」
	鈴木和6段級
	6段級 鈴木和6段級
	6段級 鈴木和6段級

## 新規柔術連盟羽「新規柔術連盟」

昭和58年1月10日  
「川口連盟」は二月二日  
二月三日開設した。

3/2 「川口連盟」会議

4/20 「川口連盟」会議

4/21 「川口連盟」会議

5/8 「川口連盟」会議

5/21 大1回戦初

滋賀県柔術連盟羽「新規柔術連盟」

6/15 「川口連盟」会議

6/18 井辯団会議

7/2 「川口連盟」会議

8/10 「川口連盟」会議

8/20 大1回戦初

滋賀県柔術連盟羽「新規柔術連盟」

9/28 「川口連盟」会議

10/7 井辯団会議

10/15 大1回戦初

滋賀県柔術連盟羽「新規柔術連盟」

12/10 「川口連盟」会議

12/17 大1回戦初

滋賀県柔術連盟羽「新規柔術連盟」

12/24 「川口連盟」会議

2/2 一九八八年

3/7 「川口連盟」会議

大1回戦初

滋賀県柔術連盟羽「新規柔術連盟」

6段級 鈴木和6段級

3/14 井辯団会議

4/21 井辯団会議

5/12 井辯団会議

5/17 「川口連盟」会議

5/23 大1回戦初

6/6 「川口連盟」会議

6/21 井辯団会議

7/7 「川口連盟」会議

7/12 大1回戦初

7/18 「川口連盟」会議

7/25 「川口連盟」会議

8/1 「川口連盟」会議

8/8 「川口連盟」会議

8/15 「川口連盟」会議

8/22 「川口連盟」会議

8/29 「川口連盟」会議

9/5 「川口連盟」会議

9/12 「川口連盟」会議

9/19 「川口連盟」会議

10/6 「川口連盟」会議

10/13 「川口連盟」会議

10/20 「川口連盟」会議

10/27 「川口連盟」会議

11/3 「川口連盟」会議

11/10 「川口連盟」会議

11/17 「川口連盟」会議

11/24 「川口連盟」会議

◆◇ はり・きゅう訴訟を支援する会 入会案内 ◆◇

支援する会では、裁判の報告や次回法廷の期日ほかの情報をニュース「3月5通信」でお知らせしています。まだ入会されてない方は、ぜひ会員になっていただき、この裁判を支援して下さいますよう、お願ひいたします。

会費 一口 500円/月 電便振替口座 大阪1-110633

はり・きゅう訴訟を支援する会 入会案内 ◆◇

支援する会では、裁判の報告や次回法廷の期日ほかの情報をニュース「3月5通信」でお知らせしています。まだ入会されてない方は、ぜひ会員になつていただき、この裁判を支援して下さいますよう、お願ひいたします。

私達の裁判は九月二七日で二十一回目を迎え、国側の証人の二人目として「労働省御用達」の現東京労災病院整形外科部長である、松元司が出て来ました。

松元は初め、整形外科医でありながら、東洋医学にも精通しており、漢方薬治療についての臨床経験も深いことをひけらかし、「長期的に治療を続いている患者にもやはり効果がある」等と言い、「見こちに有利な発言」をしているように思われました。

しかし、十分の休憩後、「腰痛は人類病」「頸肩腕障害は六ヶ月、充分譲って一年で治らなければ、その人の体質」と、手の平を返したような言い方をしました。また、「もともと労災保険には限度があり、頸椎損傷や切断などのように、一年半位の補償の後、障害手当に切りかわるのが当然と思う。外見になんともない腰痛、頸肩腕障害の患者が一年治療しても治らない」というのは理解できないし、限度を越えて労災保険を特定の疾病にだけ使い続けることになると、誰も労災保険をかけなくなる」等、労働省の役人の様なことを言い出したりしました。果ては、私達の主治医の治療の仕方に問題があると言い出したりしました。非常に挑発的な物の言い方でした。他に「自分には二十才代の若い腰痛、頸肩腕障

害の原告二人と同様の職業の患者がいるが一年で治っている。人間の体力のピークは二十五才位なので、自分は職場の配置転換をすめている」と言ってみたりして、この人は、どういう立場で物を言っているのか全く理論的でない矛盾だらけの発言内容に腹がたつことしきりでした。

証人尋問に入つてからというものが上げた証人が採用され続けており、その中で国は裁量権をふりかざして、一般論でかたづけてしまおうとしているように思われます。また

松元の発言の中に、労災保険改悪を見越しているものではないかと感じられるものもありました。来年一月二十四日の反対尋問は、きっちり反論して行き、今後一層の反撃を加えて行きたいと思います。

この闘争は、本当に長くかかりそうですね。お互いに、これからも連絡をとり合いながら協力しあい、弱者を切り捨てる國の暴挙に立ち向かっていきたいと思います。

一九八八年十月七日  
自治労七沢リハ労組  
はり、きゅう労災保険打ち切り  
反対裁判原告

松橋 真喜子

近石 りえ子

## メッセージ from 神奈川

to 大阪

### 大阪けい・きゅう訴訟を支援する会の皆様へ



1987.1~12

収入	支出
会員 697,000	郵送料 50,470
カンパ 52,687	会議国費用 370,000
利息 64	振込手数料 400
749,751	420,870
	総残し 328,881

1988.1~9/30

収入	支出
会員 562,500	郵送料 54,830
利息 5,791	会議国費用 270,000
カンパ 600	会議費 13,200
328,881	会場使用料 14,900
	振込手数料 400
897,772	353,330

現在高 544,442

\*参考 現在会員口数 157

500m x 157 x 12 = 942,000 → 年間収入



さが、数日すると又、症状が良くなってくるので、継続して治療が必要になります。この繰り返しが見れば、一見ケイニハによつてますが、症状の変化よく見れば回復重ねるに従つて結果の持続する時間が長くなり、治療回数も減つていくことがわかる。

まつ感染の危険はなくなります。治療院を選択場合で、やたらと少しでも「アヒト」というかどちらか重要な点は





「労働基準法研究会(災害補償関係)の中間的な研究内容」に基づく

労働基準法・労災保険法の改悪に反対する

地盤安全(労災保険)センターの共同アピール(※)

1988年11月29日

④ 労災年金と「民事賠償賃貸との完全調整」また労災年金と厚生年金の老病年金との「他の社会保険は付との併給調整」によって、それらも含めた給付水準が引き下げるばかりでなく、労働者の権利が削減されることになる。

労働省は、8月5日、「労働基準法研究会(災害補償関係)の中間的な研究内容に

について」(以下、「中間報告」という)を発表し、現在これに基づく労働基準法・労災保険法等の改正作業を進めている。

われわれ全国各地の安全(労災保険)センターは、各々の地域において、労働組合、被災者団体、医師・研究者等と協力して、日々労災災害職業の摸索、被災労働者の救済・職場(社会)復帰の促進等に携わっている立場から、この作業に関して最大の関心をもつものである。

中間報告から予想される法改正の主な内容は以下のようなものである。

① 労働基準法から第8章(災害賃貸)を削除し、災害賃貸の性格の変質を図る(労働者の権利としての性格=個別使用者の賃貸義務が不明確になる)

だけでなく、労災保険による給付水準も含め災害賃貸の最高水準の歟止めがなくなる。実際、中間報告は労災保険は何を現行方針よりも引き下げる提案を行なっているのである。

② 休業賃貸は被災訓練後1年6ヶ月まで打ち切り、その後は「治ゆ」しない場合(既存の賃貸賃貸年金に該当する場合も含めて)であっても、残存する障害の程度に応じた賃貸賃貸に移行する(既往であれば必要な期間休業賃貸を受けられる者が一時会だけて所得賃貸を打ち切られる場合が多い)といふに、労災保険の給付体系を改廃する。これは明瞭にしてくる)のように、労災保険の給付体系を改廃する。これは明白な給付水準の引き下げであるばかりでなく、医学的根拠もなく、また所得賃貸を打ち切られた後の休業・障害の必要な労災労働者の生活・雇用の保護についての検討すら加えられていないものでとても咎めしがたい。

③ 「年給スライド」の導入によって高年齢者の労災年金の給付水準が引き下げられ、また、「介護訓練加算の廃止」によって重複算定(1・2級)の場合の算定年金の給付水準が引き下げる恐れが大きい。

16	関西労働者安全センター	
	大阪府大阪市西区新町2-19-20西長堀ビル4階	(06)538-0148
17	樋原労災職業病対策センター	
	奈良県樋原市入木町1-1-18樋原市職労気付	(07442)3-8792
18	労災福祉センター	
	京都府京都市南区西九条鳥町3	(075)691-9981
19	泉州労連労災職業病対策会議	
	大阪府泉大津市松之浜2-31-4	(0725)22-1180
20	関西労災職業病研究会	
	兵庫県尼崎市長洲本通2-15阪神医療生協長洲支部氣付	(06)488-3855
21	尼崎労働者安全衛生対策会議	
	兵庫県尼崎市河原宮字宮裏114阪神医療生協氣付	(06)492-0250
22	兵庫県労働者安全センター	
	兵庫県神戸市中央区琴緒町1-6-5勤労福祉センター	(078)221-7777
23	広島労働安全衛生センター準備会	
	広島県広島市南区福荷町5-4友和クリニック内	(0822)63-0850
24	山口県安全センター	
	山口県吉敷郡小郡町明治東小郡労働会館内	(08397)2-3373
25	財団法人高知県労働安全衛生センター	
	高知県高知市 野イワ井田1275-1	(0888)45-3953
26	愛媛労災職業病対策会議	
	愛媛県新居浜市新田町1-9-9新居浜医療生協氣付	(0897)34-0207
27	社団法人大分県労働者安全衛生センター	
	大分県大分市寿町1-3労働福祉会館内	(0975)37-7991
28	熊本県労働安全衛生センター	
	熊本県熊本市九品寺1-17-9労働会館内	(096)364-6128
29	岡山地区労安衛生センター準備会	
	岡山県岡山市春日町5-5岡山地区労内	(0262)32-3741
30	福岡県評	
	福岡県福岡市中央区大手門3-3-3大手門会館内	(092)712-0525
31	福島地区労	
	福島県福島市宮下町1-20	(0245)34-7711

## 地域安全(労災職業病)センター一覧

- 01 社団法人北海道労災職業病研究対策センター  
札幌市中央区北四条西12丁目北労ビル内 (011)251-1615
- 02 北海道医療生協職業病対策室  
札幌市豊平区北野一条1-6-30 (011)883-0121
- 03 東北労災職業病センター  
宮城県塩釜市藤倉1-4-42 (022)366-7065
- 04 埼玉労災職業病研究会  
埼玉県秩父郡皆野2076大倉電気労組秩父支部 (0494)62-1306
- 05 日本労働者安全センター  
東京都千代田区駿河台3-2-12 (03)253-2550
- 06 東京地評労災職業病闘争対策会議  
東京都港区芝浦3-18-15 (03)452-4611
- 07 東京東部労災職業病センター  
東京都江東区亀戸1-33-7 (03)683-9765
- 08 三多摩労災職業病センター  
東京都国分寺市南町2-6-7丸山会館2-5 (0423)24-1024
- 09 社団法人神奈川労災職業病センター  
神奈川県横浜市鶴見区豊岡町20-9サンコーポ豊岡505 (045)573-4289
- 10 静岡県労働安全センター  
静岡県静岡市南町11-22県評会館 (0542)83-2050
- 11 愛知県労働安全衛生センター  
愛知県名古屋市昭和区舞鶴3-8-10労働文化センター (052)741-6310
- 12 財団法人新潟県安全衛生センター  
新潟県新潟市古町通4番地643古町ツインタワーハイツ2階 (025)228-2127
- 13 富山県労働安全センター  
富山県富山市奥田新町81ボルファートとやま内 (0764)31-8756
- 14 石川県労働安全センター  
石川県金沢市昭和町5-23県評会館内 (0762)33-2170
- 15 和歌山県労働安全センター  
和歌山県和歌山市吉田102国労会館内和歌山地区労気付 (0734)22-7024

- ① 地域、中央を結んだセンター活動の強化が、現在もっとも重要な時期である。
- ② そのため、日本労働者安全センターの自立と活動の継承をめざし、最善の努力をすべき段階である。
- ③ 地域センター等の新しい設立運動が、福岡、愛媛、広島、岡山、福島、新潟、（長野、茨城）等でおきており、これらと手を結び、協力して運動の拡大に努力すること。
- ④ 労戦統一の関係では、何より、活動の弱体化を招かないよう努力をする必要があること。

## 5. 全国交流会の今後のすすめ方

以下の点について確認させていただきました。今回参加できなかったセンターにおかれても、全国交流会の趣旨をご理解いただき、今後とも参加、ご協力をお願ひいたします。

- ① 代表 神奈川労災職業病センター・田尻宗昭氏
- ② 事務局 神奈川労災職業病センター・小野 隆氏  
関西労働者安全センター・西野方庸氏
- ③ 分担金 3000円

\* 通信・資料費としてこれまでの分2000円と今回1000円  
ということで、ご協力をお願ひしたいということで、権利・義務  
関係というようなものではありません。同封の郵便振替をご利用  
ください。

- ④ 第4回交流会のもち方

来年夏、関西方面で第4回全国交流会を行ないたいと思います。

議題 地域センター運動をいかに発展させていくか

事例調査報告

労災補償法制改悪問題 など

[追伸] 各地域センターとの連絡のため、代表者名、担当者名、ファクシミリがあればその番号を知らせてほしいとの要望がありましたので、同封の葉書にてお知らせください。なお、共同アピールへの連名の諾否については電話連絡でも結構です。次ページに「地域安全（労災職業病）センター一覧」を掲載。

## 4. 地域センター活動の動向について

高知・谷沿氏から「日本労働者安全センターをめぐる動向」についての報告の後、現在地域センターづくりがすすめられている地域からの報告などを受けました。

- ① 愛媛 78年からの新居浜労災職業病対策会議、82年からの愛媛労災職業病対策会議の活動の蓄積のうえに、安全センターの建設をめざし、現在愛媛地評に申し入れを行なっているところ。
- ② 岡山 岡山大学医学部衛生学教室の協力を得て、岡山地区労の安全学校を積み重ねてきて、今年8月に、岡山地区労安全衛生センター準備会を発足した。来年2月の正式結成をめざしている。
- ③ 広島 医療機関に職業病相談窓口を置いて活動してきたが、11月19日に広島労働安全衛生センター準備会を結成し、来年11月の正式結成をめざす。
- ④ 新潟 71年設立の財団法人新潟県安全衛生センターで組合を結成し、争議の解決の中で、その経営を引き継ぐかたちでやってきたが、労働組合等に参加してもらって他地域と同様な地域センターにしようと、活動方法や組織運営について今回の交流会の報告も含めて話し合っていく。  
当団は参加できなかったが、事務局が代わって以下の地域についても報告。
- ⑤ 福岡 福岡県評は三池大災害後、労災職業病の重要性を考え、専任者を配置してじん肺・肺がん・COの訴訟団を中心に労働災害、被災者連絡会を結成し、裁判闘争の支援・協力を実なってきたが、担当者の退職（83年）後補充が行なわれず運動の空白が生じていたが、87年7月の県評大会で安全センター設立の方針が出され、今年の大会でも踏襲されて、熊谷恒夫氏が準備担当者になっている。来年2月に設立準備会、11月結成をめざして努力したいとのこと。
- ⑥ 福島 福島地区労が中心となって現在医療機関を二つもっているが、来年安全センターの設立をめざしているとのこと。

以上のような報告と若干の討論のうえ、「地域センター活動の当面のあり方について」以下のような方向付けて、お互い努力していくことをまとめとして確認しました。

## 「労働省との集団交渉」

11月29日（火）午前10時から12時から

国会衆議院第1議員会館

\*総評から10月24日付、11月7日付で各単産、県評宛に要請文がでています。

④ 日本女子大学・佐藤進教授を中心に、研究者の取り組みが準備されています。12月3日（土）午後1時から渋谷勤労福祉会館で研究会が行なわれます。50人ほどの会場ですが、関心のある方はご参加を。今後、研究会を作つて提言をまとめていく予定です。

⑤ 次期通常国会を断念させた後は、「長期戦」の構えが必要になると考えます。運動を維持、継続させ、地域や単産によって取り組みにバラツキのある状態を解消させていく努力を協力して行なっていきたいと思います。

なお、全国交流会以降の情報は以下のとおり。

・次回基本問題懇談会は11月30日。ヒアリングを行なう団体についての労使の推薦と労災保険料率の見直し（3年毎の見直しで来年4月から料率改訂＝徴収法の改訂を行なう）についてが議題の模様。保険料率の問題について、その後12月13日に審議会に諮問される見込み。中間報告についての討議は先送りになると思われる。

・「連合」がこの問題で、対策本部を置く方向で、11月29日に労働省から岡山労災管理課長を呼んで説明を聞く予定との情報あり。

## 3. 事例調査報告

いずれの調査についても「中間報告」というかたちで各担当センターから報告していただきました。サンプル数もまだ少ないので引き続きご協力をお願いします（各担当センターまでお送りください。用紙の必要なところは事務局までご連絡を）。次回全国交流会で改めて報告する予定です。

① アスベスト（担当 神奈川・西田） 東京、神奈川、愛知、福島、新潟、山口、熊本、兵庫、京都の9都府県の報告。

② 腰痛（担当 大分・野口） 29例。

③ VDT（担当 関西・片岡） 10例。

④ 脳・心臓疾患（担当 高知・谷沿） 8例。

## 2. 労災補償法制度改悪問題について

神奈川・古谷より、この間の経過の報告（別添「労基法・労災法改悪問題資料集」B4版、黄色い表紙のもの、参照）。総評弁護団・古川弁護士より「労災闘争の歴史の中での『中間報告』・全面改悪策動の位置付」と題して、講演が行なわれました。関西からは、労基法研究会のメンバーである京都大学西村健一郎助教授との2度にわたる公開討論会を行なったことについて報告され、また、すでに1年6か月での労災打切りの実態が先行しあげていていることなどについての各地の状況や監督署の実務をめぐる問題などが話されました。

法改悪の動きについては、この間の各地での取り組みにより、短期的には、次期通常国会上程を阻止することは十分可能であり、そのうえで長期戦に備えていく必要があるという認識のもと、以下の方向で取り組みを強化していく方向が確認されました。

- ① 各センター間の連携・協力を強めていきたいと思います。各地の取り組みの状況を知らせていただき、中央段階での動き等についても各地に流したいと考えています。情報の提供、問い合わせ先は神奈川労災職業病センター（担当・古谷）までお願いします。
- ② 地域センター連名で「『労働基準法研究会（災害補償関係）の中間的な研究内容』に基づく労働基準法・労災保険法の改悪に反対する地域安全（労災職業病）センターの共同アピール」（別紙）を出す。この件については至急検討していただき、名を連ねることにご協力をいただけるところは11月26日までに①と同じく神奈川センターまでご連絡ください。
- ③ 労働省に次期通常国会を完全に断念させるためにも、総評が11月28-29日に予定している行動に全国からの結集を可能な限り追及していただきたい。

### 「労災補償制度改悪反対討論集会」

11月28日（月）午後1時から5時 総評会館2階ホール

講演 新潟大学・桑原先生

### 「労災補償制度改悪反対総決起集会」

11月28日（月）午後6時30分から 総評会館2階ホール

経過報告 被災者団体・弁護団・医師等からの決意表明

# 地域安全（労災職業病）センター全国交流会 事務局通信

1988年11月15日 N.O. 1

事務局：神奈川県横浜市鶴見区豊岡町20-9サンコーポ豊岡505  
社団法人神奈川労災職業病センター  
TEL(045)573-4289/FAX(045)575-194  
大阪府大阪市西区新町2-19-20西長堀ビル4階  
関西労働者安全センター  
TEL(06)538-0148/FAX(06)541-2712

## 1. 第3回全国交流会に15センター

11月12～13日、横浜で行なわれた第3回地域安全（労災職業病）センター全国交流会には、15の地域センターの代表と全林野・徳田、自治労・中桐、総評弁護団・古川、労働者住民医療機関連絡会議・天明、榎本、全港湾横浜港支部・玉井、佐久間の各氏など42名が参加されました。

地域センターは以下のとおりです。東京、東部、三多摩、神奈川、新潟、関西、泉州、京都、岡山、広島、高知、愛媛、熊本、大分。

神奈川労災職業病センター・斎藤理事長の開会のあいさつの後、各団体から簡単な自己紹介。以下議事にしたがって、次の4つの問題について報告・討論が行なわれた。

- ① 労災補償法制改悪問題について
- ② 事例調査報告
- ③ 討論「総評解散下、全国のセンターをいかに残し、作り、発展させるか」
- ④ 全国交流会の今後のすすめ方

以下、各項目毎に簡単にご報告いたしますが、各地域センターにおいて検討いただきたい事項もありますのでよろしく。

う。

それ以外の労働環境に関する相談では、アスベスト繊維を燃りあわせる仕事をしており、繊維が腕に突き刺さり化膿することもあるという相談があった。建設労働者から、建材にアスベストが入っているかどうか見分けるにはどうすればよいかという相談もあった。一応法律では、アスベストを五%以上含む建材にはその旨を表示しなくてはならないことになっているが、実際にはほとんど守られていない状態である。

今回の電話相談の全体を通じて言えることは、アスベストが実に生活の隅々にまで入り込んでいるということ、さらに相談の多くがアスベスト処分、労働環境などを規制する法律が未整備であることに由来していることなどである。

個人宅に関する相談では、台所に敷くマットの裏に張ってあるアスベストは大丈夫かとか、マンションのベランダの両脇に付けてある火災時の避難用の幕がアスベストで出来ているがどうか、といった問い合わせがあった。こうしたアスベストの用途は我々も知らず、改めてアスベストの用途の広さを認識することになった。

#### 【なかなか撤去に踏み切れない倉庫の吹付けアスベスト】

作業所の吹付けアスベストに関する問い合わせは10件。その内訳は、倉庫内の吹付けアスベストが5件、作業所・会社内の吹付けアスベストに関するもの2件、旅館の地下室の吹付けアスベストと倉庫に保存してある石綿紙の処分に関するものがそれぞれ一件ずつであった。

ゴルフ工場の倉庫に吹付けアスベストがあるという相談例では、従業員の苦情を受けて会社側が200万円をかけて封じ込め薬剤を塗ったということであった。ニスのようにテカテカ光っていることであるが、実際どんな薬剤を用いたかが分からぬ。別の倉庫では、その倉庫で働く4人が対策を要求し、2、3ヶ月前に石膏ボードによって囲い込み処理したという例もある。これらの相談は両方とも、これで本当に大丈夫かという問い合わせであった。あるガソリンスタンドの倉庫にはクロシドライトが吹付けられており、しかもボロボロ落ちてくる状態であるという。クロシドライトは特に有害であるだけに、問題は深刻である。民間の会社では単価が高いこともあり、撤去にはなかなか踏み切らないようだ。

倉庫関係の相談で印象的だったのは、消防署の指導を受けて、耐火用に吹付けアスベストを行ったのに、それが今度は危険だと言われてもという苦情である。公共施設の吹付けアスベスト撤去にもまして、民間企業の吹付けアスベストを安全に撤去するには、国や自治体の補助が必要となってくるだろう。

変わった相談としては、石綿紙のロール3トンを処分したいがどうしたらよいかという相談があった。現在のところアスベスト廃棄物の引受に名乗りを上げてういる業者はない、というのが府の環境整備課の回答であった。今後の課題として、アスベスト廃棄物を十分な管理の下で処分できる所分地を早急に確保しなければならないだろう。

#### 【石綿廃棄物・自動車整備工場・建材中のアスベスト】

労働環境に関するものでは、自動車整備工に関するものが三件あった。三件とも息子の健康が心配だというお母さんからの相談であった。いずれの整備工場でも集じん装置がなく、マスクも付けていない状態で働いているという。その内一件は、所長に何とかしてほしいと言ったが、所長がアスベストのことをほとんど知らないようで取り合ってくれないという。作業所の実態を端的に示していると言えるだろ

撤去でないため、言わば問題を先送りした結果になっていることである。

### 【見過ごせない処分地問題・市民に情報公開を】

大阪府議 石原忠一

最後に石原氏は、堺のアスベスト工場や吹付けアスベストのある学校を視察してきた報告を中心に発言を行った。

現在豊中市では、解放会館のアスベスト撤去がニチアスによって行われているが、処理は別の業者に下請けに回しており、三重県の上野の方で処分している状態である。処分地の問題は、緊急に解決しなければならない問題である。教育委員会は吹付けアスベストのあるなしを当該の校長と事務長にしか通知していない。アスベストの情報は一般に公表し、コンセンサスを得ていく必要がある。

各シンポジストの発言の後、石川県小松市から基地周辺の学校のアスベスト問題に取り組んできた川上議員の報告を得た。

会場からは、奈良西大寺周辺の再開発に伴うビル解体・アスベスト建材からのアスベスト飛散の問題など活発な質問が寄せられた。

### アスベスト電話相談 (7月13~15日) 報告

シンポジウムに先立ってネットワークでは、13日から3日間電話相談を行った。相談件数は60件あまり、内容は多岐にわたっている。

### 【生活のすみずみにまで使われるアスベスト】

まず最も多かったのは、自宅、特に台所の天井の耐火ボードがアスベストではないかという問い合わせで、10件。その他天井裏に敷いた断熱材の中にアスベストが入っているのではないかという問い合わせや、自宅の屋根に敷いたアスベスト瓦は大丈夫か、といった質問など個人宅に関するものが17件。マンションに関する問い合わせは3件あった。内容は、①鉄骨に吹付けアスベストがある②築17年、6階建てのマンションの居室が全てアスベストの吹付けらしい、などである。①の場合、業者Nは「同じ仕様で100棟あまり建築しており、大丈夫だ」というふうに答えたそうである。②の件は、実際見に行ったところ吹付けアスベストでないことが判明した。

東京都は文部省の調査とは別に、独自に学校施設のアスベスト調査を行った。その結果、215校ある都立高校のうち60校、小中高合わせて550校に吹付けアスベストの存在が確認されている。文部省の調査では158校であった。都は公立の学校に180億円、私立学校に22億円の無償貸付を予算化している。

都立高校での工事は昨年4校行っているが、今年はすでに39校の工事を計画、今年度中に学校アスベストの処理を完了する予定である。工事は撤去を基本方針として、単価表を作成、指名業者を84社している。発注者として工事の監督にあたる。

都の基準局は、アスベスト工事の施工業者に事前報告を指導している。現在131の工事の報告があり、昨年の10倍程度になっている。現在アスベストを包括的に規制する法律がないため、安衛法の特化則など現行法をつなぎ合わせてやっている状態である。したがってアスベスト工事の法的監督権がなく、都のように発注者でないかぎり民間の工事は監視のしようがないという問題がある。

先頃、住友造船の元労働者がアスベスト肺の労災裁判を提訴したことが新聞に大きく取り上げられたが、全港湾も現在、喉頭ガン・胃ガンをアスベスト曝露によるものとして労災申請している。行政の態度を変えていくうえで労働運動の役割は大きい。

### 【吹付けアスベストを追いかけて】

堺市議 長谷川俊英

次いで発言に立った長谷川氏は、堺市の状況について報告した。

堺市は昨年の春休みに小中3校の改修工事を行ったが、ズサンな工事であった。それ以降、吹付けアスベストのある学校、公共施設が明らかになるにつれ、追加調査を行い順次封じ込め・囲い込みを行った。これまで工事を行った施設総数は24施設。学校は浅香山小、若松台中、東百舌鳥中、茶山台小、新金岡小、三宝小など13校で、それ以外は下水処理場や市民会館、福祉センターなどである。堺では、工事を行った学校では学校新聞で測定結果などを報告している。問題点は、その多くが

## 7.16 アスベスト対策を考える シンポジウム 報告

去る7月16日、アスベスト対策大阪ネットワークの主催による「アスベスト対策を考えるシンポジウム」が開かれた。シンポジストは、自治労顧問医の中桐伸五氏、全国石綿対策連絡会の伊藤彰信氏、堺市議の長谷川俊英氏、大阪府議の石原忠一氏の四氏。会場の市立労働会館は150名を越える参加者を見た。

### 【労働者・市民にはアスベストの有害性を知る権利がある】

自治労顧問医 中桐伸五

シンポではまず中桐氏が健康被害について発言した。中桐氏の発言の要旨は以下の通り。

アスベストは、知覚困難なため曝露防止が難しく、またその用途も広く、汚染の防止も難しい。被害は、労働者、家族そして一般市民にも及ぶ。市民・労働者は、こうしたアスベストの健康被害をなくすために有害さを知る権利がある。現在健康被害の研究が進んでおり、喉頭ガンもアスベストによって発症することが明らかになりつつある。吹付けアスベストは、最終的には全て撤去しなければならない。ただ、アスベストの代替品は、動物実験の結果有害であることが明らかになっており、それが壁になっている。しかし、高濃度の汚染が確認されている施設では早急に撤去されねばならない。

### 【政府の態度は石綿業界と同じ 行政の態度を変えさせよう】

全国石綿対策連絡会 伊藤彰信

伊藤氏は、先頃全国石綿対策連絡会が行った対文部省、東京都、東京都労基局交渉の報告を中心に発言した。伊藤氏の発言の概要は以下の通り。

政府の基本的態度は、「I L Oは使用禁止していないから使ってもよい」というものである。これはアスベスト業者の集まりである石綿協会の考え方と同じだ。さらに、一般環境中の濃度はリスクが少ないとし、問題を吹付けアスベストに限定しようとしている。しかもその方針は撤去ではなく封じ込めである。

文部省は、昨年の依頼調査の不十分さを認めながらも再調査には応じない。交渉で吹付けアスベスト使用校の名前の公表を迫ったが拒否。今年の撤去改修工事の補助金として10数億を見込んでいる。工事の監督は、建設省のマニュアル（88年6月29日発表）があるので問題ない、という立場である。

## アスベスト使用42校園

受取られかねず、問題が大きい。

府教委が直接管理している府立校ではすでに、昨年度中に16校で工事を行っている。この夏の工事予定は、園芸高、東淀川高、食品産業高、成城工高、工業高専の5校のことである。

### 【問題先送りの囲い込み工事】

工事はすべてポリエチレンシートで覆った後、天井を付ける囲い込み方式であるとの説明があった。工事は簡単 (?) で、地元の一般業者であるゼネコンに依頼しているとのこと。囲い込みを選択した理由は、「吹付けアスベストの老朽化が進行していないと判断した」ため。各自治体教委にも工法の説明会を担当者を集めてやっているとの説明もあった。この夏休み3校の改修工事を予定している高槻市も同様の工法を採用している。

しかし、そうした囲い込み工事を、知識のない業者、労働者に行わせるのは大いに疑問である。しかも、囲い込みではアスベストの撤去を先送りするだけで抜本的解決になっていない。府教委からは、「大規模改修や解体作業時に十分な撤去工事を行なう」との説明があったが、本当に行なわれるのか疑わしい。

また、工事前後に環境測定をしているのかとの間に對して、実際の測定データが提示されたが、 $3\text{本}/\ell \rightarrow 2\text{本}/\ell$ 、 $5\text{本}/\ell \rightarrow 3\text{本}/\ell$  と数字は下がっているが、

一般の環境中に比べて高濃度であるし、果たして十分的確な工事が行なわれたのか疑わしいものであった。

以上のようなことなので、廃棄物対策については、「該当する工事がない」ことを理由に回答がなかった。なお、今夏工事の5校については、生徒にもその旨を伝えるビラを配付するなど啓発活動も行なうこと約束し、今後とも、継続して話合うことを約束して交渉を終えた。



一方、詳しくはあとに紹介されていますが、三日間の電話相談は結構盛況で、1日目などは、担当者が、ヘトヘトになったほどでした。アスベストが広く使われていることと、関心の高さを改めて認識させられました。

今後、ネットワークの中心課題は、文字通りネットワークを広げることだと思います。そして、とにかく、アスベストのことを話し、動く中から運動が本物になっていくと思います。シンポジウムに参加された方も、その後何かありましたら、どうかご連絡をお願いします。

最後にお願いですが、なにぶん今ネットワークの事務局は私を含め少ない人数なので、志のある方、ぜひご一報を。

片岡明彦

## 自治労府本部 府教委と緊急交渉 府教委発表の学校には、体育館などの吹付けアスベスト含まれず

7月15日自治労大阪府本部が、大阪府教育委員会に対して緊急申入れを行なった。山本万年府本部委員長をはじめ担当者と石原忠一府会議員、ネットワークからも中地が参加した。府教委からは、井上施設課長、小久保第二管理課長が交渉に出席した。

席上、吹付けアスベストが使用されている府下の公立学校名が公表された。府立校に関しては、全施設調査した中で21校、また、各市町村立校としては昨年文部省調査で報告された21校が明らかになった。（次頁新聞記事参照）

### 【実態に反した調査結果】

しかし、文部省の調査は対象が教室・体育館・寄宿舎に限定されており不十分なものである。今回の府教委発表でも東大阪市の場合では、金岡中学（教室に使用）しかアスベストがないことになっているのに、実際は、教室以外の渡り廊下等も含めれば14校で使用されているのが分っている。茨木市でもこの夏休みに渡り廊下など3校で撤去工事が行われることが我々の電話調査で明らかになっているが、教室外であるということで今回の府教委の公表に入っていない。守口市の場合も、4校の小中学校で体育館を中心に吹付けアスベストの存在が確認されている。こうしたことからも文部省調査がいかに不十分なものであることが分ろうというものである。府教委の発表では、それにもれた学校には一切吹付けアスベストがないかのように

# アスベスト対策ネットワーク

アスベスト対策大阪ネットワーク

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階

とにかくやらなくては

アスベスト対策大阪ネットワーク自己紹介

アスベストの問題が、社会問題としてクローズアップされるようになった一つのきっかけは、空母ミッドウェー改修工事の廃棄物問題が国会質問されたことでした。その後、学校の吹き付けアスベスト問題が起こってきました。私も、仕事上アスベスト板の切断工場の労働環境測定をし、その劣悪な労働環境を体験したことをきっかけに、このアスベストという大変な問題になんとか取り組まなければと考えるようになりました。

こうした問題意識をもつ仲間によりびかけ、とにかくやろう、ということになり、何回か仕事を終えた夕方から集まって話し合いました。いま、市民向けのパンフと言えば、日本消費者連盟の出している「グッドバイ・アスベスト」ですが、その著者の川村曉雄さんも大阪にいるというので、話をすると、いっしょにやろうともまとまり、強い味方ができました。

まず、何をするのか。これは、夏休みを前にして、学校・公共施設の撤去問題を中心にアスベスト問題をアピールすることにほどなくまとまりました。予定期日の7月16日まで一ヶ月しかありませんでしたが、パネラーの人選をし、東京の伊藤、中桐両氏には電話で了承を得、大阪の石原府会議員と長谷川堺市会議員には直接お会いして相談したところ、快諾していただきました。あとは、チラシを作って、会場を押さえてと、バタバタ、あっという間にシンポの当日になりました。

シンポには、わりとたくさんの参加をえることができましたし、やや、もりたくさんの内容で、聞くほうはしんどかったですが、問題点も明確に出せてよかったですと考えています。

## 4. 3. 11労基法・労災法改悪阻止討論集会に 参加しよう♪

大阪地評は、来る3月11日の土曜日に労災補償制度の改悪問題に関する討論集会を開催する。内容は、今後の改悪阻止の闘いの方向を見据え、学習会的色彩を強調したものが予定されており、多数の参加を要請したい。

日時：3月11日午後2時～

場所：浪速解放会館 2階小ホール

(環状線「芦原橋」駅下車すぐ、前号で解放センターとしていたのは間違います)

内容：講演 古川景一（総評弁護団）

—— 総評弁護団意見書の執筆者、講演内容は今回の「中間報告」

に到る日本の労災補償制度の変遷と背景

報告 伊藤彰信（全港湾中央本部） —— 中央段階での情勢

各単産代表、被災労働者

## 5. 3. 28に「働く者の労災補償制度を考える 懇談会」が発足

この間、総評弁護団などが中心になって準備を進めてきた「働く者の労災補償制度を考える懇談会」の第1回発足総会が3月28日に開かれることになった。内容は以下の通り。準備会では、各単産、単組、地域センター、医療機関、被災者団体などに精力的に参加を呼び掛けている。

日時：3月28日午後3時から5時まで

場所：総評会館（JR御茶の水駅、地下鉄新御茶の水駅下車）302号室

内容：記念講演 明治大学名誉教授 松岡三郎先生

発足の確認

今後の活動について

## 6. リクルート事件をめぐる労働省の動向

労基法・労災保険法改悪問題に直接は関係ないが、リクルート事件の労働省に関する報道を簡単にまとめておく。

加藤元事務次官の未公開株譲渡に始まり、小粥事務次官、野見山労働基準局長の接待ゴルフ、飲食発覚による辞任、そして二月十七日には元職業安定局業務指導課長鹿野の逮捕、労働省家宅捜査。

更に、雇用機会均等法施行時からリクルート社は労働省婦人局とも癒着し、婦人局が財界に呼びかけ、元婦人局長OB高橋展子が会長をつとめる「女性職業財団」には、社員を派遣していたということが新聞報道された。またその上、労働省OBで「労働省のドン」とも言われる自民党の労働族議員、遠藤参議院議員は献金、接待を受けた上、妻が「とらばーゆ」の発刊前からのモニターとして、11年間毎月27～30万円、総額4000万円の給与を受けていたということも明らかになった。

労基法・労災法の関連から言うならば、男女雇用機会均等法準備施行時の、つまりリクルート社との癒着が始まったころの婦人局長が赤松良子で、その夫が労基研災害補償部会の座長である花見忠上智大教授であるというような事実もある。

なお、小粥、野見山の辞任に伴い、これまでの担当（交渉相手）であった若林之矩官房審議官（労働基準局・婦人局担当）は官房長に、岡山茂労働基準局労災管理課長は大臣官房秘書課長に移動し、新たに官房審議官（労働基準局・婦人局担当）は石岡慎太郎、労働基準局長には野崎和昭、労働基準局労災管理課長は坂根俊孝という体制に変更されている。

# 労基法・労災法全面改悪阻止闘争情勢（関西）

No. 9 1989.3.8

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 関西労働者安全センター

☎(06)538-0148 ☎(06)541-2712[切替え式]

## 1. 労災保険審議会ヒアリング終える

昨年末より実施されていた、労災保険審議会の関係団体からのヒアリングは2月上旬で終了した。実施団体については以下の通りである。

[労働側推薦団体]

全山労協・全山労（振動病）、全港湾（アスベスト）、合化労連（中毒）、全建総連（建設）、全国脊髄損傷者連合会、じん肺対策連絡協議会、東京被災者交流会（頸肩腕障害・腰痛症）

[使用者側推薦団体]

(社)全日本トラック協会、全国中小企業団体中央会、東京商工会議所、(社)日本印刷産業連合会、日本化学工業協会、(社)日本機械工業連合会、日本鉱業協会、(社)日本電機工業会、(社)日本林業協会

審議会および基本想は、2月27日に行われ、「中間報告」の内容についての討議が行われている。労働側ヒアリングに応じた団体は、3月13日に総括会議を行う予定とのこと。なお、ヒアリングに先立って、書面で提出している以下の回答書については、センターで把握しているので、必要があればコピーを請求されたい。

①被災者団体統一意見書、②全山労協・全山労、③全港湾、④東京被災者交流会

## 2. 脊損会など11団体が2.28対労働省行動

2月28日、関東の被災者団体など11団体が参加して「労働基準法研究会の中間報告に基づく労基法・労災保険法の抜本的改悪に反対する2.28行動」が行われた。参加したのは、労基法・労災保険法改悪反対の脊髄損傷者の会、東京被災労働者交流会、神奈川被災労働者の会、全国じん肺患者同盟横須賀支部、全国じん肺患者同盟北茨城支部、横須賀じん肺被災者の会、大和職業病をなくす会、神奈川労災職業病センター、東京東部労災職業病センター、三多摩労災職業病センター、労働法改悪に反対する東京連絡会議。他、関西労働者安全センターが特別に参加し、労基研メンバーへの追求などの報告を行った。

行動に先立って、10時半より労働省に対し、「中間報告」に基づく法改悪作業を直ちに中止するよう申入れを行った。対応に出た稻田労災管理課長補佐は、概ね次のように答えた。

- ・現在基本想で討議されており、労働省としては議論に口をはさめない
- ・「中間報告」は一つの案としてあるのだから取り消すとかいうことはない
- ・西村京大助教授から再検討する必要があるとの意見を聞いている
- ・それによって労基研を開いて検討しなおすということは必要と考えていない

午後、清水谷公園で行われた集会には、豪雨の中を百人を越える被災労働者が結集し、のち車椅子を先頭に労働省前までデモ行進を行った。

## 3. 東京でも労基研メンバーへの取り組み

労基法・労災保険法改悪反対の脊髄損傷者の会、神奈川労災職業病センターなどは、労基研災害補償部会の座長である花見忠上智大教授に公開討論の場の設定のため、面会を求めた。しかし、花見教授は3月中旬まで渡米中ということで、帰国してから再度取り組みを行うことにしている。

この日も、「1年半越えても休業が必要な被災者はどうすればいいのか」「厚生年金などの1年半は給付をプラスするもので、それを休業補償打ち切りというマイナス給付のための期間にもってくるのは全く詭弁（きべん）」などの批判の声が続出した。しかも、「西ドイツの例」が全く違うということになったのである。討論会場からは、「リクルートの労働省に義理立てするのはやめよ。「中間報告」を白紙撤回せよ」と厳しい声が集中した。

これに対して西村氏は、「これが自分の書いた論文だったら…、他のメンバーと共に書いたものなので」と答えた。

西村氏は、2回目の討論会で、1年半打ち切りの問題点とさらに検討する必要があるとの確認を行っている。しかし、その後も「中間報告」は「そのまま」労災審議会において議論の対象にされており、労基研は「中間報告」の内容の再検討をしていない。その点も含め、今回の討論会のまとめとして、西村氏は次のような確認書に署名した。

労基研中間報告のなかの、休業補償一年半打ち切りの問題については、重大な問題があり、基本的な再検討を要すると考える。したがって責任をもって労働省および労基研に対し早急に再検討に入るよう要望する。

1989.2.7 西村健一郎

### 下井伸大教授——被災労働者の生活は「雇用問題」？

神戸大学法学部下井教授との討論会は、1月19日、神戸大教養部で開催された。

下井教授は、休業補償の1年半一律打ち切りについては「新たな障害等級表が前提であり、その点は「中間報告」は不十分」とし、さらに検討する必要性を認め労基研に提案することと約束した。しかし、休業補償打ち切り後の被災労働者の生活をどうするのかとの追及に対しては、「雇用問題だ」と無責任な発言を行い、参加者の怒りをかった。

時間切れとなつたため、さらに今後討論会を続行すると約束して終了したが、現在、下井教授はこの約束を誠実に守ろうせず、日程設定に応じていない。

### 3.3.11(二)討論集会

総評大阪地評は、来る3月11日の土曜日に労災補償制度の改悪問題に関する討論集会を開催することを決定した。内容は、決起集会形式ではなく、今後の改悪阻止の闘いの方向を見据え、学習会的色彩を強調したものとなる。

日時：3月11日午後2時～

場所：部落角翠方文センター（環状線「芦原橋」駅下車）

内容：講演 古川景一（総評弁護団）

報告 伊藤彰信（全港湾中央本部）

### 4. 働くものの労災補償制度を考える懇談会は3.28に結成

この間、総評弁護団のよびかけで結成準備が進められてきた「働くものの労災補償制度を考える懇談会」は、2月6日に開かれた準備会で、3月28日に総評会館で結成集会を開くことが決められた。準備会では今後、労働組合はもちろんのこと、全国の労災職業病にたずさわる医療機関、地域安全センターなども含めてよびかけていくことにしている。

# 労基法・労災法全面改悪阻止闘争情報 (関西)

No. 8 [1989.2.15]

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 関西労働者安全センター

☎(06)538-0148 ☎(06)541-2712 [切替え式]

## 1. 1. 24大阪労基局交渉

総評大阪地評は1月24日午前10時より労基法・労災法改悪問題について大阪労働基準局交渉を行った。内容は以下の通りである。

参加 大阪地評側：下市副議長、阿部組織部長、他約30人

基準局側：藤村労災管理課長、他5人

### 主な内容

- ・基本想が9回開かれ、審議会も開いていると聞いている。関係者からのヒアリングは、現在、使用者側の9人が済み、今後労働側の7人が行われることになっているとのことだ。
- ・「中間報告」の中味は問題があるかもしれないが、まだ決まった案でもないのでコメントできない。現在の立場では、皆さんの要望を確実に集約し、報告するということだ。

労働基準局側は、「地方局はあくまで法の執行機関」という立場から「要望を報告する」という答弁に止まり、前回以上の進展は見られなかった。大阪地評は、2月16日午後1時より行われる中小共闘の基準局交渉で再度この問題を取り上げることにしている。

## 2. 労基研メンバーとの公開討論会

労基研「中間報告」作成メンバーに対する討論のよびかけによって公開討論会が行われ、その中で、作成者自身が「中間報告」の重大な問題点を率直に認めるに至っている。

### 西村京大助教授 — 破綻した「西ドイツの例」

京大西村助教授との討論会は、昨年から引き続き行われている。12月6日には、松浦医師が、休業補償一年半打ち切りと労災専門医委員会について問題点を指摘した。この際、西村氏は、1月西ドイツ出張の予定（北大保原教授（労基研メンバー）と同行）を明らかにし、その報告を次回討論会で行うことを約束した。

2月7日、第4回討論会が、京都大学法学部で行われた。視察報告の中で注目されていたのは、西村助教授ら労基研が、休業補償1年半打切りの大きな根拠として、「最大78週間（約1年半）で年金移行する（休業補償打ち切り）」という西ドイツの例などをあげているので、これが実際はどうかという点であった。実は、12月6日でも、「西ドイツには職場復帰のためのリハビリテーション給付がある」（西村）ことが明らかにされ、「中間報告」との違いが問題になった。さらには、その運用の実態も「知らない」ということで、西ドイツを参考にしたといいながら、それすら実態を知らずに「参考にした」ものであることがわかった。

視察報告の中で西村氏は、西ドイツでは、一律打ち切りは行われていないことを報告、症状によって1年半を越えて休業補償を受けている被災者も「当然いる」との西ドイツ当局者の話を紹介したのである。もともと「1年半」は医学的根拠をもたず、「厚生年金・傷病補償年金が1年半」「西ドイツなどもそう」という理由だった。

大阪地評は昨年の阻止闘争の成果を踏まえ、団体署名活動の継続、再度の組織内情宣活動、決起集会の開催など今年も更に運動を強化することを決定している。

— 大阪労働基準局交渉 —

集合時間 1月24日午前10時（交渉開始10時30分）

集合場所 合同庁舎第1号館1階東側ロビー（東区大手前之町）

(交渉場所 5階基準局会議室) —

労災補償に関する研究活動、労基研メンバーとのパネルディスカッション、情報収集、ニュース発行などを行い、阻止闘争のための各界の共闘組織となるもの。

## 5. 料率改定見直し問題(は議論終了)

労災保険料率の改定の話が正式に審議会に出され(11.30, 12.13) 審議は終了した。審議会で出されている資料は、「労災保険料率の改定について」と「労災保険財政に関する当面の検討課題について（中間報告）」〔労災保険財政研究会なるものが昨年10月22日に「中間報告」をまとめている〕。これらの資料は今年8月の労災法の「中間報告」発表と同時に各審議委員に労働省が説明している。その後省内の会議でも配付されているようだが、公表はされていない。

さらに、労働保険料として労災保険料とセットになっている雇用保険料については、雇用保険法の改訂が今国会で狙われており（「雇用保険制度の改善について」）日経連が雇用保険料の値上げに反対している（日経連タイムス）動きも見られる。

## 6. 下井隆史神戸大学法学部教授(労基研メンバー) との公開討論会(1月19日)への参加を

この間、公開討論会の取り組みを進めてきた京大西村健一郎助教授とともに、関西におけるもう一人の労基研メンバーである下井隆史神戸大教授に対して、全港湾弁天浜支部、安全センター、神戸大学生有志が討論会への参加を要請してきたが、この1月19日午後5時より神戸大学教養部（阪急六甲駅下車）にて行うことが確認された。この討論会は、取り組みを進めてきた兵庫の各労働組合、医療機関を中心となって行うが、多数の参加を要請したい。

なお、京大西村助教授との第5回目の討論会は2月7日午後4時から京大教養部で行うことになっている。

## 7. 大阪労働基準局交渉(1月24日)への参加を

労基法・労災法改悪問題について、総評大阪地評は大阪労働基準局と交渉を行うことを決定。これは、昨年10月18日に大阪地評が基準局に対して行った申し入れで、「本省に経過について報告を求める」とした回答を受けた第2回目の交渉となるもの。

## 2. 年金スライド導入のみの改訂は見送り

11月30日、12月13日の労災保険審議会（懇談会ではなく審議会）で以下の資料を労働省が提出している。

\*年齢による稼得能力の変化への対応（議論の整理）一年齢スライドの導入

\*年齢による稼得能力の変化への対応（資料第7）

\*年齢による労災年金額・社会保険年金額の差異

しかし、「年齢スライドだけでも早期に導入したい」という労働省側の意向は、審議会で使用者側から反対意見が出され（今回の改正はあくまでもセットでやるもの）見送りになった模様。

☆次回審議会は1月25日に予定されている。

## 3. ヒアリングは2月上旬に実施

労働側のヒアリング団体は被災者団体が中心で、じん肺協、被災者全国連、振動病、石綿対策全国連、脊損、化学、全建総連の7団体。各団体に「ヒアリング実施要領」が送られている。それぞれ、この間、阻止闘争に関わってきた医師、弁護士などが加わって意見をのべることにしている。

7団体は12月16日、27日、1月12日に対策会議を行い、基本認識の一致と、それにしたがった統一文書回答を準備、また各団体の問題提起も行うことを確認した。

具体的なヒアリングは2月上旬に順次行われる。

## 4. 働く者の労災補償制度を考える懇談会の発足準備進む

総評弁護団の呼び掛けで「働く者の労災補償制度を考える懇談会」の発足準備が進んでいる。

12月16日には準備会の相談が行われ、総評弁護団、全港湾、全林野、全山労、全金、全建総連、私鉄総連、全労働、日本労働者安全センター、神奈川労災職業病センターが出席。

1月11日には第2回準備会が開かれ、民間6単産、官公労5単産の参加などを中心に検討された。2月6日には最終準備会が開かれ、単産、単組、県評、地区労、被災者団体、医療機関などに入会をよびかけることとしている。活動内容としては、

# 労基法・労災法全面改悪阻止闘争情勢 (関西)

No. 7 [1989.1.18]

■550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 関西労働者安全センター  
☎(06)538-0148 ☎(06)541-2712 [切替え式]

## 1. 「可能な限り早く改正」(労働省労働基準局長新春談話)

野見山眞之労働省労働基準局長（リクルート社から頻繁にゴルフ接待をうけていたことが判明している）が「労働基準広報」誌1月1日号の新春インタビューの中で、労基法・労災法改訂問題について次のように答えている。

—— 昨年の8月に、労基法研究会の災害補償関係に関する中間報告というものが提出されまして、現在それをベースに労災保険基本問題懇談会で検討が進んでいます。労災保険法の改正問題についてはいかがお考えでしょうか。

野見山 わが国の労災保険制度は、40年の歴史の中で、時代の変化に即応しながら、例えば通勤災害の導入、あるいは年金制度の導入など、改善が図られてきました。給付水準の面でも世界的にトップレベルにあると思うのです。しかし、高齢化が進んできているとか、社会保険制度が充実してきているとかいうような新しい経済社会状況の変化というものが出てきています。

その中で、やはり制度の見直しを図っていかなければいけない問題があるだろうということで、昨年の中間報告が出たわけです。私どもとしては、この中間報告を1つの貴重な提言として、制度の改善を図っていきたいということで、昨年来、労災保険基本問題懇談会を中心にいろいろ検討を進めてきている訳です。

ただ、制度の改正に当たっては、それによりいろいろな影響を受ける人たち、例えば既に年金を受けている人たち、あるいは被災をしている労働者の人たちの立場があります。あるいは、医学的な知見の変化とかいう問題がありますから、制度改革を進めていくに当たってはそういう関係者の意見を十分に聞きながら、望ましい制度改革を進めていきたいと思っています。

—— この問題につきましては、最終的な法改正の結論といったものは、時間的にはまだしばらくかかるといったスタンスでございましょうか。

野見山 いろいろな角度からの検討を精力的、かつ、慎重に進めなければいけないと思いますけれども、いつまでもゆっくりということではなく、可能な限り早く改正に必要な段取りを進めていきたいと思っています。

れます。」（シンポジウム案内より）

◇呼びかけ人

沼田稻次郎（東京都立大学名誉教授） 松岡 三郎（明治大学名誉教授）  
佐藤 進（日本女子大学教授）

荒木 誠之（姫路独協大学教授）

井上 浩（労災補償法研究会）

岡村 親宜（弁護士）

片岡 昇（京都大学教授）

河越 重任（岩手大教授）

斎藤 一（労働科学研究所顧問）

佐伯 静治（弁護士）

坂本 重雄（静岡大学教授）

高藤 昭（法政大学教授）

天明 佳臣（港町診療所長・医師）

中川 和久（早稲田大学教授）

藤原 精吾（弁護士）

外尾 健一（東北大学名誉教授）

本多 淳亮（大阪市立大学名誉教授）

水野 勝（東洋大学教授）

このシンポの結論として、佐藤進氏が世話役となり、「中間報告」を批判した労災補償制度改訂案作りを行っていくことが申し合わされた。「緊急」の名の通り、ことは切迫した事態になっていることからも、この研究の成果が早い時期に打ち出されることが期待される。

## 6. その他

1. 私鉄総連はさる12月6日に第2回中央委員会で「労災保険法の改悪に反対する決議」を採択している。

「・・・とくに、私鉄・バス・ハイタクに働くわれわれが、常に業務上の事故の危険にさらされ、労働の内容から腰痛、振動病など長期療養を余儀無くされる患者が多い中で、この改悪は働く権利と人権をも否定することにつながり、断じて許すことはできない。われわれは、20万組合員の総意として、現行の労災補償制度の改悪を阻止するため、すべての労働者、労働組合と連帯して闘うことを決議する。」（決議文より）

## 4. 労基研メンバー追及の取り組み

### 1. 12.6西村討論会

労基研メンバー西村助教授との第4回討論会が12月6日の午後1時から港区民センターで開かれた。この討論会では、前回の確認通り、実際に労災職業病医療に携わっている臨床医から被災労働者の現状について聞くという形で行われた。内容としては、主に一律1年半打切り、労災専門医委員会について、松浦医師らが様々な職業病の実態を踏まえて「中間報告」の誤りを指摘する形で行われた。

西村助教授は、前回と同じく長期被災者の実態について現状を知らなかった点は認めつつも、労災専門医委員会については、「保険システムでやるからには必要」との考え方を崩していない。

次回は、来年2月7日4時から京都大学教養部で行うことになった。

### 2. 12.22下井隆史神戸大学法学部教授（労基研メンバー）へ申入れ

関西にいる労基研[災害補償関係]メンバーに、神戸大学の下井教授がいる。この間、全港湾神戸支部、弁天浜支部を中心に兵庫県においても労災保険法改悪阻止の闘いが組まれてきたが（11月24日には全港湾関西地方神戸地区協議会が兵庫労働基準局に申し入れるなど）、西村助教授と同様に、地元の下井教授に対する申入れを行うことになった。

申入れは、12月22日に神戸大学生有志の協力も得て行うことになっている。

## 5. 研究者集会開かれる

12月3日、渋谷区勤労福祉会館において「労災補償制度改訂問題緊急研究シンポジウム」が開かれた。このシンポジウムは、沼田稻次郎氏（東京都立大学名誉教授）を始めとした18人の法律学者、弁護士、医師、研究者のよびかけによるもので、約50人の参加者があった。

「・・・今回の提起は、あまりにも法解釈学的になされた、政策サイド寄りの一面的なもの。働くものの個々人の人間としての尊厳・生存権・社会的人権に触れる重大な提言であり、看過し得ない内容であるといわざるを得ません。それゆえに法理論的にも、思想的にも、政策的にも、さらに医療や補償の面からも、一層の厳しい検討と幅広い視点からの討論を深めて、今後の労災補償制度のあり方についてのよりよい方向を見出してゆくことが緊急に求められているように思わ

## 2. 90年春の通常国会に法案提出（新たな労働省方針）

### ・12月13日日経新聞朝刊記事より

「労働省は年金への賃金スライド導入や休業補償期間の見直しなどを内容とする労災補償制度改革を時期通常国会で実現することを断念、改革を先送りすることにした。労働組合などからの反対や、新制度導入にはさらに検討が必要なことを考慮、今後一年間かけて関係者の意見を聞いたうえで、90年春の通常国会での法改正を目指す。」

労働基準広報新年号の中村太郎労働大臣の年頭挨拶原稿においても同様の内容となっている。

### ・年齢スライド制導入についての「改正」法案要綱は完成？！

「中間報告」の内容のなかでも特に、労働省が他の部分と切り離しても早期国会上程に持っていきたいとしていた、年金の年齢スライド制導入についての「改正」法案要綱はすでに出来上がっている模様。審議会が関係諸団体からのヒアリングを終了した段階で、この部分だけでも合意を迫ってくる公算が強い。

## 3. 審議会は保険財政見直し問題の討議

### 1. 11月30日に開かれた労災保険問題基本懇では、保険財政見直し問題と労災保険法の関係諸団体からのヒアリング問題について話し合われた模様。

この日には、「労災保険財政研究会」の「労災保険財政に関する当面の検討課題について（中間報告）」が提出され、料率の改正問題について労働省が報告している。なお、この日の資料について、労働省は基本懇が終了ししだい回収している。

ヒアリングについては、総評からの推薦として以下のように7団体が推薦された。じん肺患者同盟（じん肺）、被災労働者対策全国連（頸肩腕障害、腰痛症）、全山労・全林野（振動病）、石綿対策全国連、脊椎損傷、合化労連（化学被災）、全建総連。

労働省としては年内にヒアリングを済ませてしまうという方針であるが、被災者団体の側としては、年内は不可能と回答している。

### 2. 12月13日には、労災保険審議会が開かれ、来年度の料率改正問題と労災保険財政見直し問題が審議された。

# 労基法・労災法全面改悪阻止闘争情勢（関西）

No.6 [1988.12.21]

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 関西労働者安全センター

☎(06)538-0148 ☎(06)541-2712[切替え式]

## 1. 11. 28, 29労働省行動報告

- ・11月28日13時から労災補償制度改悪反対討論集会を開催（参加者：96団体188人）  
　主催者代表（総評常任幹事飯田功）が「改悪阻止に向け全力で闘う」と挨拶の後、桑原昌宏氏（新潟大教授）が「労働基準法研究会の中間報告の検討」と題した講演、さらに総評から闘争方針の提起を受け、討論に入った。討論では、各被災者団体、県評、地域安全センターなどから闘争強化が訴えられた。
- ・11月28日18時30分から労災補償制度改悪反対総決起集会を開催  
　社会党から渡辺議員が挨拶。各団体から決意表明（単産－全港湾、金山労、全建総連、各ブロック－北海道、関東、関西、四国、九州、専門家－医師、弁護士）。決議文を採択。
- ・11月29日10時より、社会党池端清一衆議院議員を先頭に前日の集会参加者（約百名）が参加して、衆議院第一議員会館にて労働省交渉。  
　総評から①今後見直しをどのような手続きで行うのか、②労働省は、各関係諸団体から意見を聞くというが、どのような方法で行うのか、③職場復帰などの実態、④被災者の遺家族の生活実態は、⑤今後の法案作成の日程などについて質した。  
　労働省は①②⑤については今後の審議会において検討してもらう。③④については、後日調査結果を示すとしたものの明確な答弁を行わず、欺瞞に満ちた逃げの答弁に終始し、しばしば紛糾。結局、労働省は「今後各団体の意見を聞きながら、問題点の整理と検討を加えなければならないし、慎重に対応ていきたい」との回答をするにとどまった。なお、大阪総評からは、350団体の団体署名用紙も同時に提出した。さらに、交渉中に衆参両院の全議員に対して要請も行っている。

申入れ済

## 6. 全国的行動スケジュール

### (1) 労災補償制度改悪反対討論集会

日時：11月28日(月) 午後1時より5時

場所：総評会館2階ホール

内容：講演 新潟大学法学部 桑原昌宏教授

単産・県評・被災者団体代表などによる討論

### (2) 労災保険法改悪反対労働者・被災者決起集会

11月28日18時半より(1)と同会場にて

### (3) 労働省交渉

日時：11月29日午前10時より

場所：衆議院議員会館会議室

\*情勢から見てこの一連の行動に全力の集中を。大阪からの行動は追ってスケジュールを連絡します。(宿泊先なども含めて)

## 7. 労働基準法・労災保険法改悪阻止闘争スケジュール

1988.11.16現在

11/ 16	大阪地評「労基法・労災法改悪阻止決起集会」	自治労公務災害職業病 対策全国集会
17	全港湾大阪・建設・神戸各支部学習会	
18	天満労基署交渉(PM2)	
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26	関西労職研合宿	
27		
28	改悪反対討論集会(PM1~)決起集会(PM6:30~)	
29	対労働省大衆行動(AM10~)	
30	労災保険基本問題懇談会	
12/ 1		8
2		9
3	学者集会(渋谷労働者会館)	10
4		11
5		12
6		13
7		14

学習会などの予定連絡は  
関西労働者安全センターまでお願いします。

なことになるだろうと思う。

- ・ほとんどこの件については知らないので、今日はかなり教えてもらったが、これから勉強したい。

## 2. 阿倍野労基署〔南大阪地区評〕(11月9日午後1時)

労基署側：杉本次長、藤野労災課長、他1名

- ・先日、東南地区評からも申入れをいただいたところだ。
  - ・たしかに、この「中間報告」の内容で法改正が行われるとしたら問題だと思う。
  - ・阿倍野労基署管内で現在1年6ヵ月以上休業中の被災者は80人ちょっとだ。療養中については把握していない。
  - ・(この間の労働省のヒアリングでの回答内容についての説明に対して) そうした内容についても充分勉強させていただきたい。
  - ・署長会議や課長会議などの連絡会議などでも話題にしてみたいと思う。
- \*西、阿倍野両労基署については、労基署として「中間報告」の内容についての見解をまとめるように要求したところ、検討すると答えており、またその時点で交渉を行うなり継続することになる。また、検討材料として両労基署にはこの間の労働省ヒアリング記録など資料のコピーを提供。

## 3. 大阪中央労基署〔中央地区評(管轄下の東、東成、城東・鶴見の各地協)〕

(11月14日午後2時)

労基署側：山本労災課長、他2名

- ・局に申入れがあったことを伝える。
- ・新聞や雑誌でちょっと見た程度で、内容についてもまだ詳しくは知らない。
- ・「中間報告」の内容のように1年6ヵ月で障害補償にそのまま移行などということには、法案化の段階ではならないのではないか。
- ・もしなるとしてその見解と聞かれれば、答えるまでもなく大変なことだろうと思う。
- ・労基署として見解を出すというのはできないことだ。
- ・大阪各労基署の連絡をとる会議などで話題にするなどの努力は、個人的にはしたい。

\*検討材料としてヒアリング記録など資料を提供。

## 4. 西野田労基署〔中央地区評(管轄下の此花、西淀川、福島各地協)〕(11月14日)

するとは言っていない、尊重する」

- ⑦専門医委員会制度は、科学的な判断ができ積極的に評価できる。
- ⑧傷病等級1～3級は障害等級1～3級に該当する
- ⑨障害等級1～7級は年金、8～14級は一時金という制度は変わらず
- ⑩西村が「検討が不十分であった」という旨の確認書を書いたことは、間接的に聞いているが、直接聞いていないのでコメントできない。
- ⑪全体として今回の「中間報告」案は改悪であるとは思っていない。個別給付水準が低下する人もいるかもしれないが、それは仕方のないことだ。
- ⑫婦人少年局の75年の調査をやめた理由は分からぬ。これ以外に実態調査をやっているかどうかも把握していない。もしあれば、千葉議員に渡す

## 5. 大阪府内各労基署交渉報告

前回、東南地区評の行った西、阿倍野両労基署の交渉報告を行ったが、それ以降続けて交渉が行われているので報告する。

また、現在のところ、11月18日に午後2時から天満労基署（北、大淀、旭、都島）への申入れが行われることが決まっている。

### 1. 大阪西労基署交渉（南大阪地区評）（11月9日午前10時）

労基署側：松山次長、岡田労災課長、他1名

- ・「中間報告」の内容については、上局から何かあるというわけではないが、新聞、雑誌などでだいたい知っている。
- ・しかし、労基署としてはこういう申入れがあったということは上局に伝えるが、何か特段の見解を求められても、答えようがない。
- ・労災保険法が制定されてから、随分と給付内容が充実してきて、今度は徐々に切下げになってきているのだろうかという印象を個人的には持っている。（岡田課長）
- ・これは案ということだから、現在行われている審議会などで労働側、使用者側などの意見を聞いてさらに変わった内容のものになって法案として出てくるのではないかと認識している。
- ・1年6ヵ月で障害補償に移行するといつても、法案化されるときには、現行の等級でそのまま一時金ということにはならないと思う。
- ・もし、「中間報告」に書いてあるとおりに打ち切るということになれば、大変

(2) 専門医委員会について

現在の局医制度について、ひどい実態を説明したところ「保険制度でやる限りはやむをえない。」と述べる。

- (3) (2)を受けて、大阪で、労災に携わる臨床医に会うころを承諾した。

(予定) 12月 6 日

- (4) 次回は、(3)を受けて設定される。

#### 4. 11. 8被災労働者対策全国連労働省交渉報告

被災者対策全国連の労働省交渉が11月 8 日午後 1 時より行われたのでその内容を報告する。

##### 1. 参加数：60名強（大阪からは 5 人）

労働省側出席：稲田労災補償課長（？）ほか 4 名

労働者側交渉団：16名

信太（総評）他被災者、立ち会い－千葉景子参議院議員

##### 2. 労働省の回答

労働省の基本的立場として、「法改正については基本懇が検討しており、労働省としてはあれこれ意見を述べる位置にはいない。今回の陳情も話として聞き置く」とした上で、話し合いの中で以下の回答があった。

①慎重審議は行う

②公益、労働者側、使用者側の推薦を受けた団体から年内にヒアリングを行う

③次期通常国会上程はこだわらない。「早ければ」と言っただけである。日経新聞の記事にある90年は記者がかってに書いたのであって、労働省はそんなことは言っていない。

④給付水準の引上げ問題・職場復帰の問題は、議論の内容になっている。給付水準は国際的に見て遜色はない、と考えている。労働法令通信にある、労災に被災した建設業労働者の生活実態（収入が 5 割以上減ったなど）の調査結果は知っているが、特段の対策は考えていない。振動病患者の職場復帰のための被災者向けの援助金制度は発足する。

⑤その他の被災労働者の生活実態調査を今後やる予定はない。

⑥1年 6 ヶ月休業補償打切りには、「医学的根拠なし」「主治医の意見を無視

## 2. 連合の労災保険法改訂対策も動き出す

連合の、雇用労働部会および法制局が、今回の労基法・労災法改訂問題で動き始めている。11月29日には、熊谷雇用労働部会長が取り仕切る会合が開かれ、労働省労働基準局の岡山労災管理課長が出席し、説明を行うことになっている。

80年労災保険法改悪の時と同様に労働側に対する労働省のオルグが今後活発になってくることが予想される。

## 3. 京大西村助教授(労基法研究会[災害補償関係])との公開討論会(第3回)報告 (第1回-10月27日、第2回-11月4日、第3回-11月15日)

1. 西村「昨日、ある研究会で、労働省岡山補償課長会った。そのとき、課長が話した3点を言うので、メモして下さい。」

(1) 労基研を再開したい。「確認書を見せ、検討の必要性を述べたところ、再開しないといけないですね、との課長の弁であった。」

(労基研に再開の予定は当面なかった、中間報告は結論だった、ということか)

(2) 関係当事者のヒアリングをやりたい。「「中間報告」の個別説明を終わって労使の意見が出たので、労使当事者のヒアリングをやりたいとのことであった。」

「私から、関西安全センターを入れてほしいと述べたが、労働者側の推薦は、清水委員に任せてあるとのことであった。」

(3) 次期通常国会上程について。「総合的に十分検討した上で進めたい。拙速はやらない。(次期国会は)無理ではないか。との課長の弁であった」

### 2. 主な討論内容

(1) 休業補償から障害補償へ移行したものの、生活、雇用の補償について。

「労災職業病に被災した労働者に対して、十分な補償を行い、職場復帰まで面倒を見る第一義的責任は、使用者にある。」

「障害補償に移行したとしても、その被災労働者の通院、療養、雇用、所得を補償していくかなければならないと考える。これは、労災補償の基本理念である。」

以上を認めことを、公表してよい。ただし、これを、研究会で表明することについては「自由でいたいから、約束はできない」と拒否。

# 労基法・労災法全面改悪阻止闘争・青空会（関西）

No.5 [1988.11.16]

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 関西労働者安全センター  
☎(06)538-0148

## 1. 労災保険審議会をめぐる情勢

### 1. 11月30日に次回労災保険基本問題懇談会

〔議題〕

- (1) 前回11月1日の懇談会で出した労働省の今後の審議方針、関係者からのヒアリングについて、労使推薦の確認。総評側の提案は以下の通り。

【医学】天明（神奈川港町診）、五島（高知勤労）、平野（東京東部）、原（関西医大）、渡辺（滋賀医大）

【法律、社会補償】岡村（総評弁護団）、古川（総評弁護団）、桑原（新潟大）、松岡（明治大）、佐藤（日本女子大）、河野（九大）

【被災者など】じん肺、振動病、頸肩腕障害、アスベスト

- (2) 来年度の保険料率について

### 2. 12月13日に労災保険審議会（懇談会ではない）

〔議題〕

保険料率について審議。

\* 「中間報告」についてはヒアリング以外で議題にのぼらないことになっているが、保険料率決定の仕組みの問題が「中間報告」の示す改悪案とワンセットになっているとの見方があり、この点を考えると次回の懇談会、審議会の内容についても注意が必要になってくる。

料率の見直しは3年ごとに行われており、業種ごとに率が決められる。しかし、労働省は保険財政対策室を今年の4月に設置しており、料率の算定方法についても変更することを考えている。例えばじん肺による年金受給者が多いが、石炭産業は衰退しており、結局他の産業の保険料でまかなうことになるなど矛盾が多い。そこで労働省が考えているのは、長期給付分と短期給付分の保険料を分けて計算するとか、業種だけではなく、各事業所ごとに変えるなどの方法など。こうした問題と「中間報告」の内容について労働省は「関係ない」と言っているが、使用者側には、一体のものと考えるのが当然だろう。

知されている。

(1) 労災補償制度改悪反対討論集会

日時：11月28日(月) 午後1時より5時

場所：総評会館2階ホール

内容：講演 新潟大学法学部 桑原昌宏教授

単産・県評・被災者団体代表などによる討論

(2) 労災保険法改悪反対労働者・被災者決起集会

11月28日18時半より(1)と同会場にて

(3) 労働省集団交渉

11月29日に集団交渉確定。時間、場所は未定。

3. 京大西村助教授（労基法研究会【災害補償関係】）との公開討論会報告

(第1回－10月27日、第2回－11月4日) 第3回討論会は11月15日

参加：大阪、京都、兵庫などから労働組合、被災者団体などが60名以上。

京都大学の学生、教官などあわせて合計 150名の参加

内容：

第1回 第8章（災害補償）削除について「労災保険法が全面適用されたら、第8章はいらないでしょう」と繰り返すばかり。

「1年半打切りを導入すれば、第8章に抵触する、だから、第8章を削除するのではないか」との問い合わせについては、しぶしぶ「抵触する」とだけ回答。

第2回 1年半打切り問題について主に討論。被災労働者の現状を知らないことを認め、以下の覚書。「今回の中間報告に関連して、休業補償から障害補償に移行した後の療養中の労働者の生活、雇用をどのように保障していくかについては、検討が不十分であったと思われる所以、被災者の生活実態をふまえ、又、障害補償への移行後の障害認定の問題などを含めて、さらに検討する必要があると思われ、この問題はなお慎重に取り扱われるべきである。その点について、労働省および労基研（災害補償部会）にすみやかに提起する。1988.11.4 西村健一郎」 次回討論会は11月15日。

# 労基法・労災法全面改悪阻止闘争情報（関西）

No.4 [1988.11.8]

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 関西労働者安全センター  
☎(06)538-0148

## 1. 労働基準法・労災保険法全面改悪に関するこの間の情勢の変化について

### 1. 労働省が次期通常国会上程を見送り

◇労災保険基本問題懇談会（労災保険審議会委員全員による懇談会）報告[11.1]

- ①労働側委員は、全員が「中間報告」に基づく法改悪に反対である旨を表明。
- ②労働省は、この席において「次期通常国会に法案を提出する」との従前の発言を撤回。
- ③労働省は、「当面、関係諸団体からヒアリングを行い、これをまとめて懇談会に提出する」「どういう団体等を呼ぶかについては、労使で推薦してほしい」と提案。
- ④懇談会の次期日程は決まっていない。
- ⑤したがって、労働省が再三言明していた「次期通常国会に提出する」との方針はなくなり、法案要綱案が直ちに審議会入りをすることはなくなった。

### 2. 情勢をどう見るか

- ①労働省は依然として「中間報告」に基づく法改悪を企図している。
- ②1980年の労災保険法改悪（民事損害賠償と労災保険の調整規定の導入）の際、労働省は1年間ヒアリング等をやった上、審議会の労働側委員の反対を押し切って、法案を作成し、国会に上程し、成立させた。したがって、今回の労働省の方針転換は「短期決戦」から「長期戦」に移行させるきざしを見せたにすぎない。
- ③急速に盛り上がった運動の熱が冷めた頃をねらって、再度、「中間報告」に基づく法改悪を強行する可能性が強い。
- ④依然として闘争の気を緩める情勢ではない。
- ⑤これまで12月通常国会上程を前提とした「短期決戦」を想定してきたが、今後は「中間報告」そのものを労働省が断念するまで「長期戦」を展開する必要がある。

## 2. 11月28日集会～29日対労働省行動など総評が具体的反対闘争方針を通知

11月28日と29日の中央行動の具体的スケジュールなどが、総評本部から全国に通

## 6 大阪地評 団体署名運動開始

大阪地評では先の労職対決定にもとづき、団体署名活動を開始している。署名は各級レベルの機関での決議署名とし、集約は11月15日。それに併せて、改悪反対のビラが一万枚用意され各単産・地区評におろされている。11月16日の決起集会への集約を目指し、宣伝の強化を。

### ◆労働基準法・労災保険法改悪阻止闘争スケジュール◆

1988.10.26現在

10/ 27 国 京大西村助教授討論集会

28 土

29 日

30 曜

31 土

11/ 1 国 労災保険基本問題懇談会

2 土

3 日

4 土 自治労大阪府本部学習会 大阪地評学習会(PLP会館)

5 日

6 曜

7 曜 総評東地域合同労組学習会

8 土 全港湾関西地本学習会(PM5) 労災被災者全国連労働省交渉

9 土 全金生野東成B学習会

10 日

11 金

12 土 全国地域(安全)労災センター交流会

13 日

14 曜

15 土

16 水 大阪地評「労基法第8章削除・労災保険法全面改悪反対決起集会」(PLP会館)

17 土 自治労公務災害職業病対策全国集会

18 金

} 街宣車配置

署側出席 大西署長、内藤次長、寺川労災課長、他2名

—— 現場としてどう考えるのか。

(大西署長) 上からの正式なコメントはない。我々は、法を執行するのが仕事。

労基法、労災保険法の趣旨は、被災者保護、職場復帰促進です。

申入れの趣旨については、十分認識しているので、上局に上げたい。

(寺川課長) 1年半の該当者は、管内で100人程度。

中間報告を見ると、現場の人間として憂鬱になる。大変ですわ。

—— 労基法・労災保険法の現行について我々の方に出てきて、説明してくれ。

(署長、次長) それはご勘弁を。

\*上局へ申し入れについての上申を約束。集会への出席については、今後要望を続けることを言いおいて、終わった。

(2)阿倍野労基署 午後3時30分~

署側出席 杉本次長、藤野労災課長、他1名

—— どう考えるのか。

(杉本次長) 中間報告そのものはまだ見ていないが、「保険六法」などの雑誌で見て  
いる。公式には、何の連絡もない。その限りで、個人的コメントと前置きして、  
1年半打切りは、労基法と矛盾するのではないか。

若年者の年令スライドは評価できる。

厚生年金との調整は、難しいと思う。

民陪調整は何らかの形でやられるのではないか。

第8章の削除は問題だと思うが、報告では、完全削除とはっきり言ってはいない  
のではないか・・・・。

阿倍野労基署内部で、この問題の検討はまだしていない。署内でも実際に労災に  
たずさわっている者の間で検討しなければならないだろう。

これが通れば、不都合は起こってくるだろう。自分自身も昭和13年に労災で父親  
を亡くして苦労は知っているので、個人的にも、この報告で不都合が出てくると  
思う。

(課長) 1年半の該当者は、管内で約80人。

\*上局への、申入れの上申は約束。われわれのところへきて、現行法規の説明をせ  
よとの申し入れについては約束はせず。

- 絡会議の主催でシンポジウムを開催し、労働者・労働組合・被災者・法律家などの参加による、総評の態度・方針の拡大と徹底化を図っていく。
- ハ. 11月初旬に予定されている労災被災者団体による労働省交渉を支持してとりくむ。
- ニ. 11月28日全単産・全県評・全国のあらゆる労災被災者団体による討論集会を開催する。
- ホ. 国会対策として社会党政審、社労委との協議を進めていく。
- ヘ. 労災保険審議会委員、特に会長および公益側委員と総評労災職業病対策委員会委員との話し合いの場をつくり、総評の考え方、要求を申し入れる。

### 3 10.25 総評弁護団討論集会

10月25日に総評会館で開かれた、総評弁護団主催の討論集会では、全港湾、全林野、全山労、全日建、全日自労、新聞労連、農村労連、総評弁護団各弁護士、桑原新潟大教授他が参加し討論を行った。この討論会では、労基法研究会メンバーとの討論会を行うなど働きかけをすること（とくに東京のメンバー）、審議会に対して関係者のヒアリングを行うよう要請することなどの当面の行動を決めた。

### 4 11月8日には被災労働者の労働省交渉

労災被災者対策全国連絡会議では、今回の「中間報告」について、被災労働者の立場から労働省交渉を行うことを決めている。日時は11月8日午後1時より。人数は10人程度と制限されたものだが、同連絡会では全国からの代表参加を求めている。また、同日には連絡会が労働省前ピラミッドをおこなう予定。

### 5 各労働基準監督署への行動をおこそう

大阪地評労職対の行動方針である、地区評・地協段階で管轄労基署との交渉がすでに始まっている。10月25日には東南地区評が天王寺、阿倍野の各労基署と交渉を行った。今後、さらに各労基署に対する同種の交渉を行う必要がある。

#### 労基署交渉内容要旨報告

(1) 天王寺労基署 午後1時30分～

# 労基法・労災法全面改悪阻止闘争情勢（関西）

No.3 (1988.10.26)

■550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 関西労働者安全センター  
☎(06)538-0148

## 1 西村健一郎（京大教養部助教授、労基法研究会[災害補償関係]メンバー） 公開討論会に参加を。

日時：10月27日午後4時から

場所：京都大学教養部 A121教室

## 2 10.22シンポ 会場あふれる参加者

22日に総評、被災被災者対策全国連絡会議主催のシンポ「これでよいのか労災補償」が、総評会館で開かれた。内容は、総評弁護団の岡村弁護士の講演と参加者による討論。総評本部からの参加は、飯田常幹（全金）、藤原審議員（炭労）、信太の各氏。会場は、開始時間の1時には一杯になり結局約160人が参加した。

まず、講師の岡村弁護士が「この改悪は労災保険法制定以来最大の改悪であり、労災補償制度の性格を生活補償から損害賠償のシステムに転換するもの」と全面的な「中間報告」批判を展開した。

その後行われた討論では、「当面する行動として、総評から文書が出されているが、具体的なものが示されていない。どうするのか。」「11月28～29の行動には全国から結集し大行動にすべきであり、またそうなると思うが、その指示は中央からちゃんと出すことになっているのか。」「被災者団体では労働省前ハシストもやるつもりで頑張っている。座して死を待つよりも闘いをという心境だ。」など、熱気に満ちた意見が続出した。まとめは、総評の信太氏が行ったが、その中で総評の方針について、「今後内部で検討し、きっちり、それなりに出すべきものは出していきたい」と答弁した。

### 《「総評の態度、方針」における「当面する行動」から》

- イ. 10月21日総評機関で確認された態度方針をもとに労働大臣に申し入れ、交渉を行う。
- ロ. 中間報告、労災保険審議会対策として、10月22日総評および労災被災者対策連

労住医連：松浦（南労会）、五島（四国勤労病院）、樋本（事務局）  
地域センター：神奈川、東京東部、三多摩、関西、高知、大分  
法律専門家：川越、宮島、古川  
単産関係：全港湾、全林野、全山労、自治労  
その他、合計約30人の参加

労働省側 岡山労災管理課長、他2名

# 労基法・労災法全面改悪阻止闘争情報報 (関西)

No.2 (1988.10.19)

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 関西労働者安全センター  
☎(06)538-0148

## 1 10月27日に京大で討論会

10月17日に、労基法研究会（災害補償関係）メンバーであり、今回の「中間報告」の作成者の一人である西村健一郎京大助教授に学生と関西労働者安全センター、北摂労職対などが申し入れを行い、27日に西村氏出席のもと討論集会を行うことを決定した。労災職業病闘争を闘う多数の労働者の参加をお願いしたい。

日時：10月27日午後4時から

場所：京都大学教養部

出席：京都大学教養部助教授 西村健一郎氏

## 2 大阪総評が労働基準局に申し入れ

18日大阪総評の労災職業病対策委員会が開かれ、委員会終了後、労働基準局長に申し入れをおこなった。（資料参照）局の対応は、法案問題は本省の権限であり、局には経過などの報告はきていないが、今後この申し入れがあったことを伝え、経過について報告を求めるとの回答を行った。

また、次回に改めて交渉を行うことにしている。日程は未定。

## 3 第2回労働省ヒアリング報告（10月18日午後3時～5時、衆議院第2議員会館）

地域センター交流会、労住医連が社会党に要請して、9月28日に行われた労働省ヒアリングの第2回目として行われた。回答内容は前回から進展はなく、極めて乱暴で大雑把な改悪案であることがますます明白なものとなっている。なお、総評は21日に労働大臣に申し入れ交渉を行うことになっている。

出席は 社会党：衆議院 永井（労働政策部長）、村山（予算委員）  
参議院 渡辺、千葉

反対署名活動

11月の中央統一行動の前段に独自の「中央要請行動団」を組織し、労働省交渉などを行う

◆労働基準法・労災保険法改悪阻止闘争スケジュール◆

1988.10.13現在

- 10/ 14(金) 大阪地評労職対事務局会議  
15(土) 大阪地評弁護団総会  
16(日)  
17(月) 大阪東部学習会、京大西村交渉(AM9:30)  
18(火) 労働省ヒアリング(PM2)、総評中央常任幹事会、  
大阪地評労基局申入れ(AM10)、大阪地評拡大労職対(PM1)  
19(水) 玉川診療所患者会学習会  
20(木)  
21(金) 地評弁護団学習会、総評本部労働省交渉  
22(土) 総評シンポ  
23(日)  
24(月) 南大阪地区評討論集会  
25(火) 総評弁護団討論集会(PM6:30)  
26(水)  
27(木) 地区労全国集会  
28(金)  
29(土)  
30(日)  
31(月)  
11/ 1(火)  
2(水)  
3(木)  
4(金)  
5(土)  
6(日)  
7(月)

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 関西労働者安全センター  
☎(06)538-0148

○10月13日総評中央労職対が開かれ、次のごとく決定された。

- \*総評として、全面反対の立場を確認
- \*18日の常任幹事会で決定し、単産、県評へ取り組み指示書を出す。内容は
  - ①反対視点を明確化 —— 審議会にも決めさせないという断固たる姿勢
  - ②各項目の問題点を明らかにする
  - ③今後の方針として、11月21日に労働省交渉を行う

○総評弁護団が反対意見書

- \*「労働基準法第8章削除・労災保険法全面改悪に反対する意見書」を公表。  
「・・・法「改正」作業を直ちに断念されるよう強く要請する・・」  
B4版22頁。

○法律家の結集も始まる

- \*日本女子大学教授の佐藤進氏がよびかけ、桑原昌宏氏、藤原精吾氏など  
11月中旬に準備会。  
12月3日に渋谷労働会館で学者集会の予定。  
総評のビジョン作成プロジェクトとは別の動きとして。

○第2回労働省ヒアリングは10月18日

- \*労住医連、地域センター交流会の第2回労働省ヒアリングは  
10月18日午後2時から、第2議員会館第1会議室で。  
今回も事前に質問書を提出し、それに答える形。

○大阪地評は10月18日に労働基準局交渉

- \*大阪地評は大会決議をふまえ具体的な行動を開始  
総評、社会党に文書を送付  
10.18には労基局交渉を行う  
11月上旬に決起集会を開催

## 食べ物の放射能汚染測定器がほしい!!

### 私たち市民が信頼できる 独自の検査体制を持たないだろうか?

チエルノブリ原発事故から3年。あの日、原子炉から放出された死の灰は、今はお地獄上に存在し、日本においてさえ、輸入食品などをして放射能汚染に悩まされています。

厚生省は、「370ベクレル/kg(セシウム)」をこえるければ安全。

輸入の際にチェックしているが、厚生省の検査は、抜き取り方式のため全量を調べてはなく、まだ、ソ連・ヨーロッパからののみを対象としているので、アメリカなどそれ以外の国々からの輸出品、それに国産品なども検査されません。そもそも370ベクレル/kgという基準自体、根拠のないもので、放射能といふものは、どんなに微量でも沿ひれば治ちだけ書を及ぼすことなどが知られています。さらに、厚発事改ばかりでなく、過去における実験の影響と想われる放射能汚染の事実も明らかとなつてあります。

● 生活及び市民が利用できる検査分析装置が現

という声が共闘購入運動をすすめている人たちからあがり、東京では「放射能汚染食品測定室」が市民の手で運営されています。また、各地で自治体に測定器購入を求める運動も広がっています。

### 関西でも一台確保したい!

東京では「放射能汚染食品測定室」が市民の手で運営されています。また、各地で自治体に測定器購入を求める運動も広がっています。

**市民の共有財産として市民のための測定**  
④行政、企業に譲ることなく、市民が専属できる市民による放射能測定を行なう。  
②一般の食品分析センターでは受け付けてもらえない団体会員による測定も行なう。  
③放射能汚染食品を食卓から除外するためにはなく、現在の汚染レベルを測ることにより多くの人々が原発問題を告え、原発を止めようとするギリシャケにしたい。  
④全国的に拡がりつつある放射能汚染を監視する市民運動や原発現地運動との連携を深め、各地での取組みに積極的に参加していく。

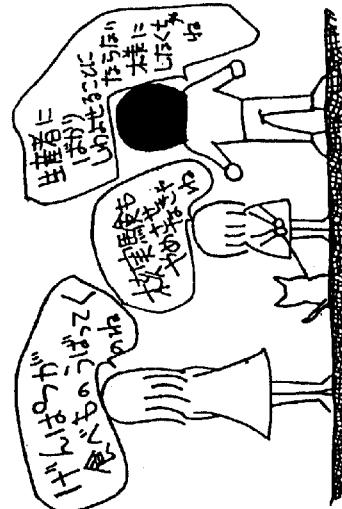


表2 食品中のセシウム(Cs134+Cs137)						(ベクレル/kg)
食 品	品 名	原産 地	測 定 値	備 考	出 収	
ス パ ゲ テ イ	イタリア	0~1	以下、1981年9月~98年9月、取扱店:秀栄食料			
ラ サ ニ エ	イタリア	0~52	日月、定期的に測定して測定室にて測定。			
チ ョ コ レート	ソ ラ	0~53				
チ ョ コ レート	ス イ ス	0~42				
紅 蔷	日 本	0~81				
紅 蔷	日 本	7.1~1400				

以上的のような目的のために、NPOシンチレーターという測定器を購入することになりました。経費は約400万円。測定できる放射能はセシウム(Cs)1ベクレル/kg程度です。もつと精度の高い測定器をという声もありましたけど、当面は自分で購入でき、管理もできるものということで、NPOシンチレーターになりました。

測定費用は1枚体につき5,000円程度の予定です。

一人でも多くの方に賛同していただき、測定器購入基金へ御協力頂きたいと思っております。御協力、よろしくお願い致します。

厚生省は、「干し椎茸の放射能測定について」(1988年9月10日の参考資料より)。

エス イー アイ  
Na シチレーター  
なまに？

放射能汚染測定器購入基金に  
個人でも団体でも結構です。  
お問い合わせ人・団体

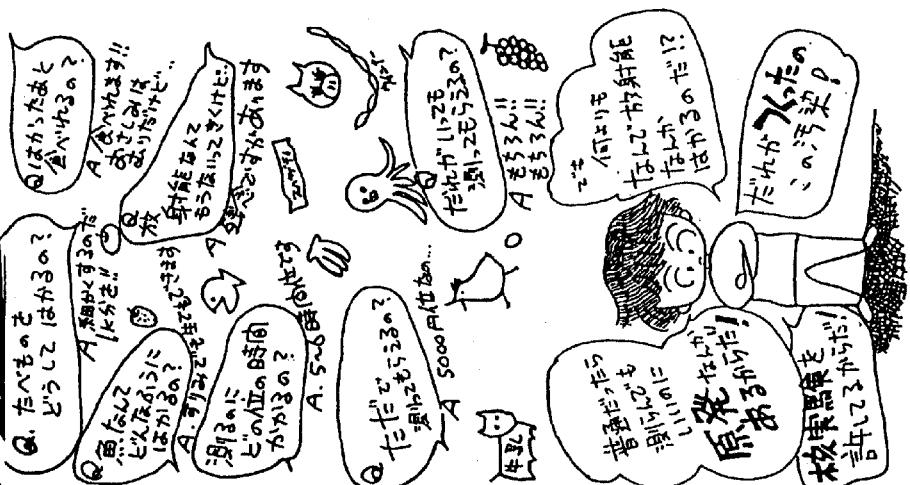
- 岡西よつ葉連絡会 ● 畠北生協
- 泉南生協 ● 和歌山生協
- (医)南労会環境監視研究所
- 戸田るり子 (何がなんでも原発に反対するグループ) ● 橋本杉子 ● 金勝美 ● 峰山仰
- 西野方廣 (岩佐訴訟を支援する会) ● 小出治章 (京大原子炉実験所) ● 西尾熟子 (千里山生協) ● 芦田洋志 (千里山生協) ● 佐藤三恵 (千里山生協) ● 池島五月 (千里山生協) ● 田武鏡代 (千里山生協)

(1989.1.10現在・順不同)

個人 一口	1,000円
団体 一口	10,000円
郵便振替	たべものの放射能をはかる会

放射能汚染測定器購入基金(何口でも可)  
 〒552 大阪市港区弁天2-1-30  
 (医)南労会 環境監視研究所内  
 たべものの放射能をはかる会  
 TEL 06-574-8010  
 FAX 06-574-0876

ナ 目録開始



昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

3月号  
(通巻第172号)  
89年3月10日発行

(毎月同10日発行)

## 関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

## 古書 & レンタルコミック 時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎ (06)465 5441 2階 此花労働者センター

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28